

富士宮市富士山火山避難計画



平成28年6月

富士宮市

富士宮市富士山火山避難計画策定にあたって

富士宮市のシンボルである富士山は、日本の象徴であり世界遺産であると同時に過去から幾度の噴火を繰り返し、現在でも活動を続ける活火山でもあります。最後の噴火は、1707年（宝永4年）であり、その後300年以上噴火活動は見られませんが、将来においても噴火する可能性がまったくないという訳ではありません。特に東日本大震災以降は、火山専門家等から、噴火の可能性について様々な指摘がなされています。

このため、噴火に備え、国、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村では、合同で「富士山火山防災対策協議会」を設立し、平成27年3月に「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

私たちが住む富士宮市は、富士山のお膝元に位置し、豊かな自然、きれいな水、美しい景観など、様々な恩恵を富士山から受けてきましたが、噴火による被害もまた、大きなものになると予想されます。このため、富士宮市では、「富士山火山広域避難計画」の内容を踏まえ、その富士宮市版ともいえる「富士宮市富士山火山避難計画」を策定しました。

この計画では、不測の事態に際し、市民の皆様、登山客等の生命を守ることを第一義に考え、噴火に伴う溶岩流、火砕流、噴石等からの避難方法、避難場所等を具体的に定めています。被害状況は、噴火規模、季節、当日の天候・風向き等に大きく影響されるため一定ではありませんが、市民の皆様におかれましては、まずは、この計画をご理解いただくとともに、万一の際には、この計画に基づく迅速な避難をお願いするものです。

平成28年6月

富士宮市長 須藤 秀 忠



目次

第1編 総論

- 1 避難計画の策定経緯..... 1
- 2 避難計画の位置付けと今後の課題..... 1

第2編 避難計画

- 第1章 避難計画の基本方針等..... 3
 - 1 基本方針 3
 - 1-1 対象とする火山現象..... 3
 - 1-2 計画の前提..... 4
 - 1-3 影響が想定される範囲と避難の対象とする範囲..... 4
 - 1-4 避難対象者の区分..... 5
 - 1-5 避難時期と避難先..... 5
 - 2 避難開始基準..... 6
 - 3 避難解除基準..... 8
- 第2章 避難計画 9
 - 1 避難の概要 9
 - 2 火山現象別の避難の考え方..... 10
 - 2-1 火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流..... 10
 - 2-2 融雪型火山泥流..... 21
 - 2-3 降灰、小さな噴石..... 23
 - 2-4 降灰後土石流..... 28
 - 3 段階別の避難の流れ..... 31
 - 3-1 噴火前及び噴火開始直後の避難の流れ..... 31
 - 3-2 噴火開始後の避難の流れ..... 32
 - 3-3 火山活動の小康期..... 32
 - 3-4 避難対象となる地区と避難先..... 32

第3編 避難対策

- 第1章 市の体制等 36
 - 1 市の体制 36
 - 2 本部設置場所..... 36
- 第2章 情報伝達 37
 - 1 関係機関及び住民への情報伝達..... 37
 - 1-1 噴火警報等の流れ..... 37
 - 1-2 市の情報伝達..... 38
 - 1-3 一般住民への情報伝達..... 39

1-4	登山者・観光客への情報伝達.....	40
1-5	避難行動要支援者への情報伝達の基本的な考え方.....	41
1-6	情報伝達例文及び広報手段.....	42
2	報道対応	42
第3章	避難対策	43
1	避難に係る基本事項.....	43
1-1	避難の考え方.....	43
1-2	市内避難について.....	43
1-3	市外避難について.....	44
2	入山規制	46
2-1	実施基準と対象範囲.....	46
2-2	実施体制.....	46
3	警戒区域の設定.....	47
3-1	基本的な考え方.....	47
3-2	警戒区域設定の考え方.....	47
4	避難経路の設定.....	47
5	道路交通規制.....	47
6	避難者の輸送.....	48
6-1	輸送体制.....	48
7	避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難.....	49
8	住民の安否確認.....	49
9	避難所の開設・運営.....	49
10	避難長期化対策.....	50
10-1	一時帰宅措置.....	50
10-2	被災者への住宅供給.....	50
10-3	ボランティアの活用.....	50
	参考文献	51
	用語の解説	52

別冊

富士宮市富士山火山避難計画【概要版】

第1編 総論

1 避難計画の策定経緯

富士山は、1707年（宝永4年）の噴火以来、300年以上噴火はしていないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部で低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識された。

これを契機に、平成13年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁）が設置され、富士山ハザードマップ検討委員会による専門的見地からの検討により、平成16年には富士山ハザードマップ検討委員会報告書がまとまった。その後、富士山火山広域防災対策検討会（学識者、関係都県、関係省庁等）において、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

国は、検討会の提言を踏まえ平成18年2月に「富士山火山広域防災対策基本方針」を中央防災会議において決定し、本市においても、地域防災計画「富士山の火山防災計画」の策定や「富士宮市富士山ハザードマップ」の配布など具体的な取組を実施してきた。

平成23年12月には、防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、国（内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁）、火山専門家、三県（山梨県、静岡県、神奈川県）及び周辺市町村等は、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）を平成24年6月8日に設立した。

また、平成26年2月6日に行われた「平成25年度第3回富士山火山防災対策協議会」において、「富士山火山広域避難計画」を公表し、平成27年3月16日に行われた「平成26年度第5回富士山火山防災対策協議会」において、対策編を盛り込んだ「富士山火山広域避難計画」を公表した。

これを受け、本市では、火山災害に対する市民の迅速な避難に資するため、対象ライン、避難対象エリアに該当する地区名や各地区（第1次～第3次避難対象エリアまでの地区）ごとの避難場所等を記載した「富士宮市富士山火山避難計画」（以下、「本計画」という。）を策定した。

2 避難計画の位置付けと今後の課題

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られず、直ちに噴火する状況ではない。

しかし、大規模な噴火が発生した場合、被害規模や影響は、他の火山に比べ甚大なものになることが想定される。溶岩流や融雪型火山泥流等による被害は、静岡、山梨両県の複数の市町村に及ぶとされており、また降灰による影響は、神奈川県や東京都を含む首都圏まで拡大する可能性がある。

本計画では、富士山が噴火した場合に、本市における緊急的な対応が求められる火山現象【火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流】からの避難を対象と

している。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続（複合）災害は想定していない。

また、本計画は、本市の富士山噴火の避難に係る原則的な事項を示したものであることから、発災時には、噴火の状況や地域特性に応じ、臨機応変かつ柔軟な対応が求められる。

富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録され、多くの登山者や観光客が訪れている。本市では、住民のみならず登山者や観光客も含めた本計画を、富士山における火山防災対策の基礎とし、新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正を行うことにより、地域の安全・安心の向上に努めるものとする。

なお、小さな噴石や融雪型火山泥流等に関する避難計画では、多くの課題が残っていることから、今後、協議会との調整を図り、具体的な避難の考え方がとりまとめられた時点で、本計画をより実践的なものとするため、継続的に修正を行うこととする。

第2編 避難計画

第1章 避難計画の基本方針等

1 基本方針

1-1 対象とする火山現象

本計画では、富士山が噴火した場合に、本市への影響が予想される火山活動に直接起因する現象のうち、約3, 200年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い現象として火山防災マップが作成された火山現象【火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流】を対象とする（表1）。

なお、融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石については、協議会にて継続して検討中のため、本計画の対象とはせず、現象の説明及び避難の基本的な考え方について記述するものとする。

表1 本計画で対象とする火山現象

区分	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
富士山 ハザードマップ 検討委員会	約3, 200年前以降複数の実績があり、発生頻度が高い現象 [火山防災マップが作成済みの現象] ①火口形成 ②火砕流（火砕サージ） ③大きな噴石 ④溶岩流	対象とする
	⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰 ⑦降灰後土石流	対象としない
	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ（山体崩壊） [52ページからの（用語の解説）による記述のみの現象] ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震（地殻変動）・洪水氾濫・津波	対象としない
その他	富士山ハザードマップ検討委員会で検討されていないが、避難を検討すべき現象 [シミュレーションが実施済みの現象] ⑧小さな噴石	対象としない

1-2 計画の前提

(1) 火山現象の規模等

本計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」（平成16年、同委員会）を基本とするが、報告書の作成以降も様々な研究が行われ多くの知見が明らかになっている。

また、協議会では、今後必要に応じて、火山専門家等の意見を参考に火山現象の規模や影響範囲を見直すこともあることから、本市においても、これに対応した本計画の見直しを検討する。

(2) 避難方針について

本計画の避難方針は、「富士山火山広域防災対策検討会報告書」（平成17年、同検討会）、「富士山火山広域防災対策基本方針」（平成18年、中央防災会議）を基本とし、平成19年12月に気象庁が導入した富士山の噴火警戒レベル（表4）との整合を図る。

(3) 富士山噴火に対する避難計画の内容

本計画の策定に当たっては、協議会が作成した「富士山火山広域避難計画」を参考とし、本市の実態に即した内容とする。

1-3 影響が想定される範囲と避難の対象とする範囲

本計画では、表1の①～⑧の火山現象について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と避難が必要な範囲「避難対象エリア」をそれぞれ設定する（図1）。

ただし、①火口形成、②火砕流（火砕サージ）、③大きな噴石、④溶岩流の4種の火山現象は、火口の位置と関係が深いため、まとめて取り扱うこととする。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火の種類、火口の位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。

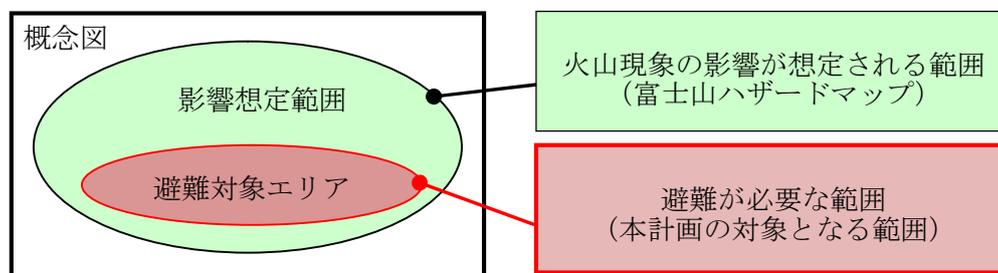


図1 影響想定範囲と避難対象エリアの関係

1-4 避難対象者の区分

避難対象者は、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「登山者・観光客」の3つに区分する。

避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、一般住民より早い段階での避難準備又は避難とする。また、登山者・観光客は、噴火警戒レベル3が発表された時点で入山規制とする。

1-5 避難時期と避難先

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、基本的に表2のとおり整理する。

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。

なお、溶岩流等における避難対象者は、第3次避難対象エリアまでは市内避難とし、第4次A避難対象エリア及び第4次B避難対象エリアは、避難場所の収容人数の関係から市内避難が困難であるため、静岡県中部・西部地域への市外避難とする。この際、市外避難における具体的な避難先等については、静岡県が広域避難者の受入調整を行い広域避難市町を決定する。

表2 避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">火砕流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">融雪型火山泥流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">大きな噴石</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰後土石流</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間以内)</div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">溶岩流 (溶岩流到達3時間超)</div>
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">降灰</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">小さな噴石</div>

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

2 避難開始基準

避難の開始基準は、「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火開始後」の3つに分けて、表3のとおり設定する。

表3 避難開始基準

時 期	対 応
噴 火 前	噴火前は、気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後	噴火開始直後は、避難対象エリア内ではすぐに避難
噴火開始後	噴火開始後は、火山の状況（火山現象の進行状況）に応じて避難

(1) 噴火前

噴火前は、気象庁から火山現象の変化に伴い随時発表される噴火警戒レベル（表4）に応じた避難開始基準を事前に定める。

警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、富士山においては平成19年12月から運用している。

噴火警報と噴火警戒レベルは、気象庁が警戒の必要となる範囲を示して発表する情報であり、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。

なお、レベル1であっても火山活動が活発化の傾向を示している場合には、気象庁や火山専門家から火山活動の状況や見通し等について意見を聞き、防災対応を検討する。この段階を「レベル1（事前配備体制）」とし、レベル3の前の段階として位置付ける。

レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表される。しかし、富士山では、噴火前の火山活動レベルが高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すことは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。

火山現象が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲として、レベル3が発表される。さらに噴火が切迫した場合には、居住地域を対象として、レベル4又はレベル5が発表される。

ただし、必ずしもレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らず、噴火警戒レベルの引き上げが間に合わない場合や、レベル3での噴火なども考えられる。噴火発生を確認できる手段として、気象庁が発表する噴火速報（初めての噴火又は継続的に発生している噴火とは異なる規模の噴火を確認した場合に、噴火確認後5分以内を目標に発表。平成27年8月運用開始。）があるが、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合は発表されないことから、住民等からの情報にも注意する。

表4 富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積 その他の噴火事例 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 宝永（1707年）噴火の事例 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 宝永（1707年）噴火の事例 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 過去事例 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※富士山の噴火警戒レベルリーフレット（気象庁発行）から引用

(2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアは全方位避難となり、第3次避難対象エリアは、必要なラインが避難対象となる。

(3) 噴火開始後

噴火開始後は、気象庁をはじめとする関係機関が、火山の状況（火山現象の進行状況等）を観測し、その結果を行政機関等に伝達する。

また、火口の位置が特定された場合、溶岩流等が流下するラインのみが避難対象となるため、この情報に加え避難の状況、避難施設や避難ルートの被災状況等を考慮して、避難開始時期を決定する。

3 避難解除基準

(1) 避難対象範囲の縮小・解除

市は、噴火の状況に応じて、国、関係県、市町村及び火山専門家等の関係者と、表5の基準に基づき、避難対象範囲の縮小・解除について検討を行う。

表5 避難解除基準

時 期	対 応
火口特定時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、火山現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	火山現象の拡大のおそれがなくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	火山活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

第2章 避難計画

1 避難の概要

富士山で想定される火山現象は多岐にわたるとともに、時間の経過とともに警戒すべき火山現象や範囲が変化するため、本章では、火山現象別に避難が必要な時期や範囲、避難対象者、避難先を示す。

なお、噴火後、複数の火山現象が同時に起こることも想定されるが、「第2章2 火山現象別の避難の考え方」は、火山現象に対しての避難の考え方を個別に整理したものである。

その上で、「第2章3 段階別の避難の流れ」において、噴火前、噴火開始直後、噴火開始後の段階別に、考慮すべき事項や複数の火山現象が同時に発生した場合の対応について記載する。

本計画の全体像や流れを表12、表13に示す。また、用語の定義等については、10ページ以降の各項目及び52ページ以降の「用語の解説」のとおりである。

2 火山現象別の避難の考え方

2-1 火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流

2-1-1 火口形成

火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴である。避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による想定火口範囲とし、約3,200年前以降に形成された火口と山頂を結んだ線（想定火口線）から外側に1kmの範囲である（図2）。

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

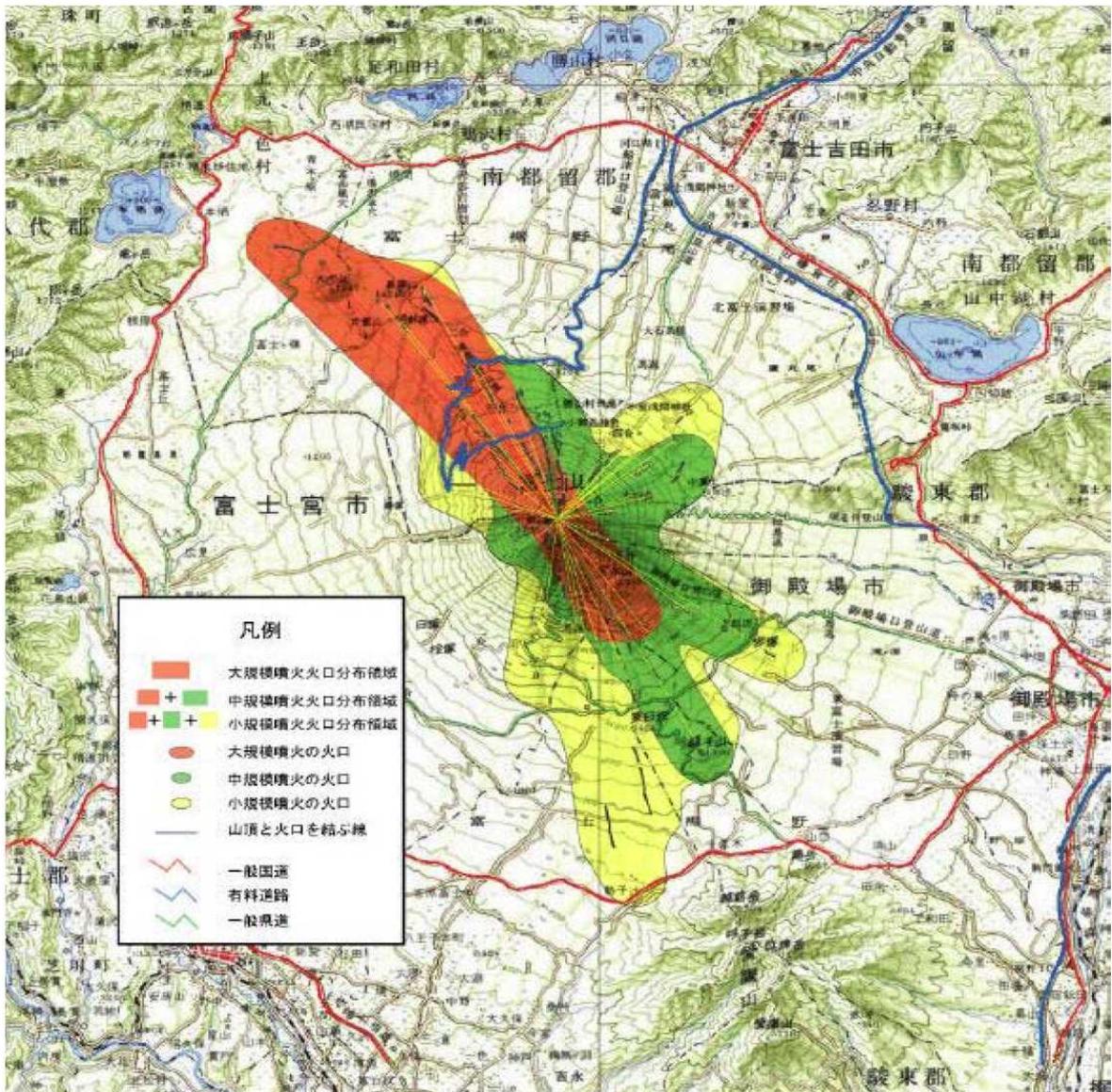


図2 噴火規模毎の想定火口範囲

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

2-1-2 火砕流（火砕サージ）

火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる火山現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

なお、本計画では、火砕流と火砕サージを合わせて「火砕流」とする。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による、火砕流（火砕サージ）が到達する可能性のある範囲とし、火砕流のドリルマップの先端を包絡する範囲から外側1 kmの範囲である（図3）。

火砕流の流下速度は、時速数十 km から百数十 km と高速であり、火砕流発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

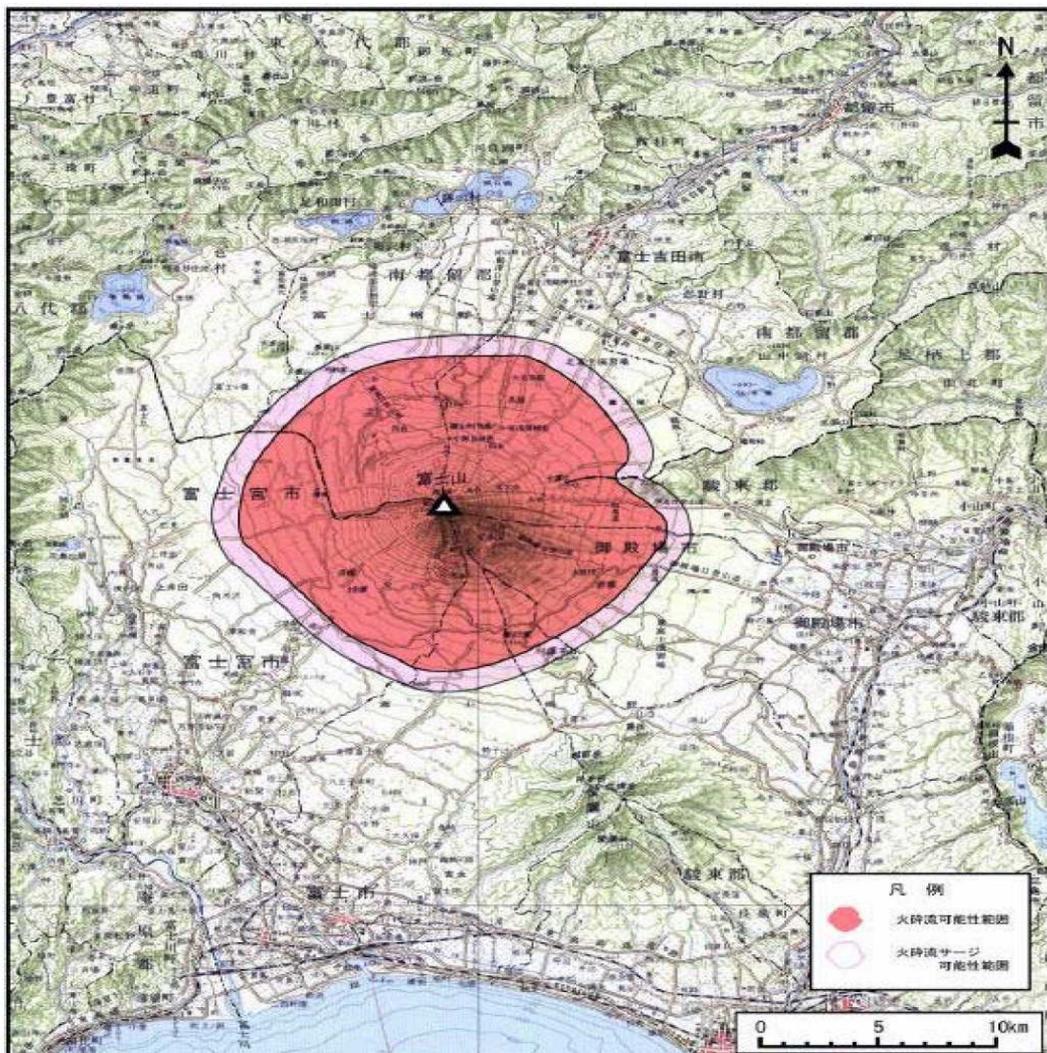


図3 火砕流・火砕サージ可能性マップ

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

2-1-3 大きな噴石

大きな噴石とは、爆発的噴火の際に放出される火山弾や岩塊などをいう。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」における、空気の抵抗の影響を受けず放物線状に飛ぶ直径数十 cm の岩塊が到達する範囲とし、過去約 3, 200 年間の新富士火山の側火口分布範囲から大規模噴火で 4 km、中小規模噴火で 2 km の範囲である (図 4)。

大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接体に当たれば死傷 (外傷、熱傷) し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

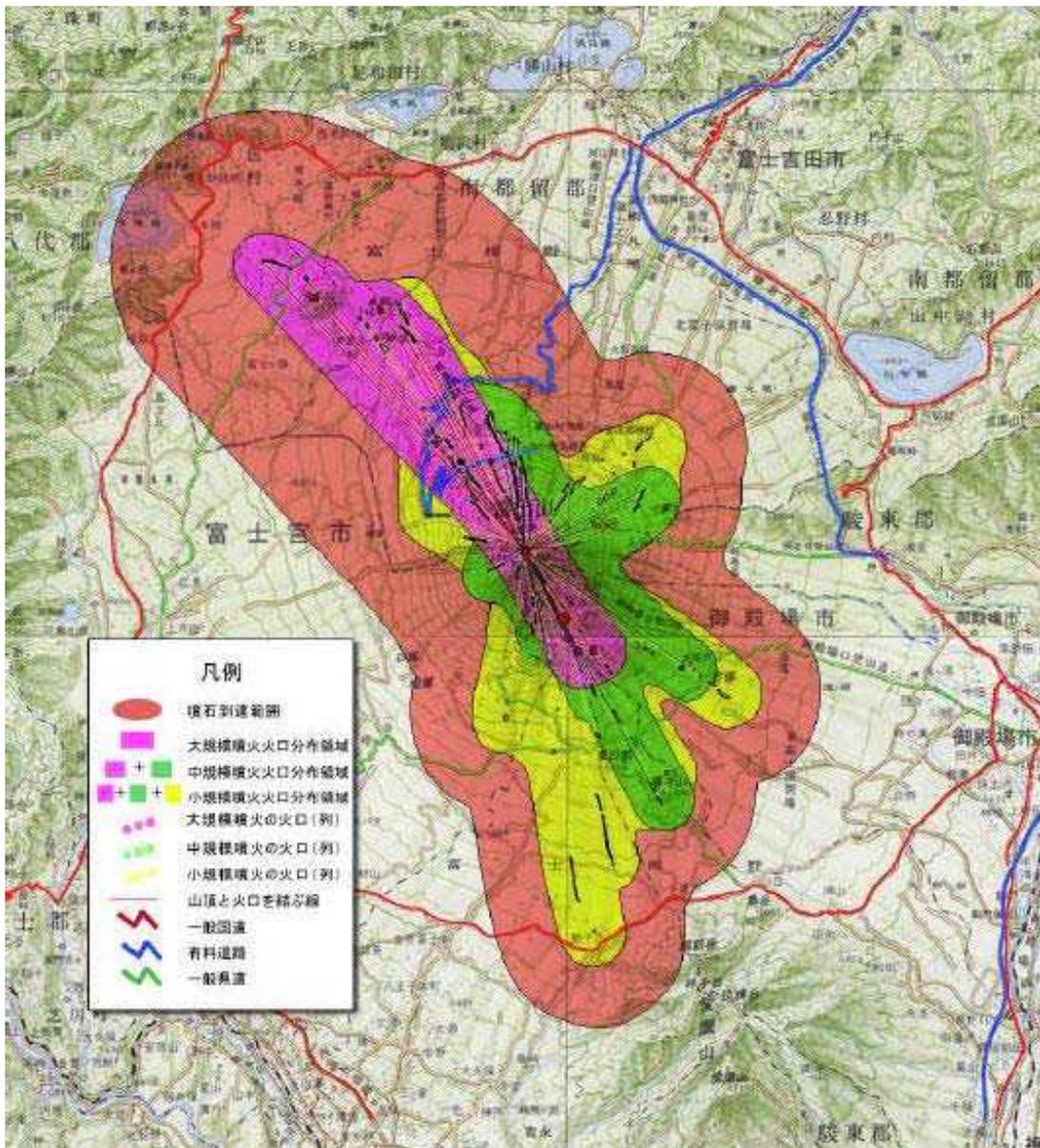


図 4 大きな噴石可能性マップ

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書 (平成 16 年)

2-1-4 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が重力によって地表を流下する現象で、溶岩の物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による大規模噴火のドリルマップ（図5）による、同一時間経過後に溶岩流が最も遠くまで到達する範囲である（図6）。

溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なることから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲（第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア）については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲（第3次避難対象エリア、第4次A避難対象エリア、第4次B避難対象エリア）については、溶岩流の流下状況に応じた避難とする。

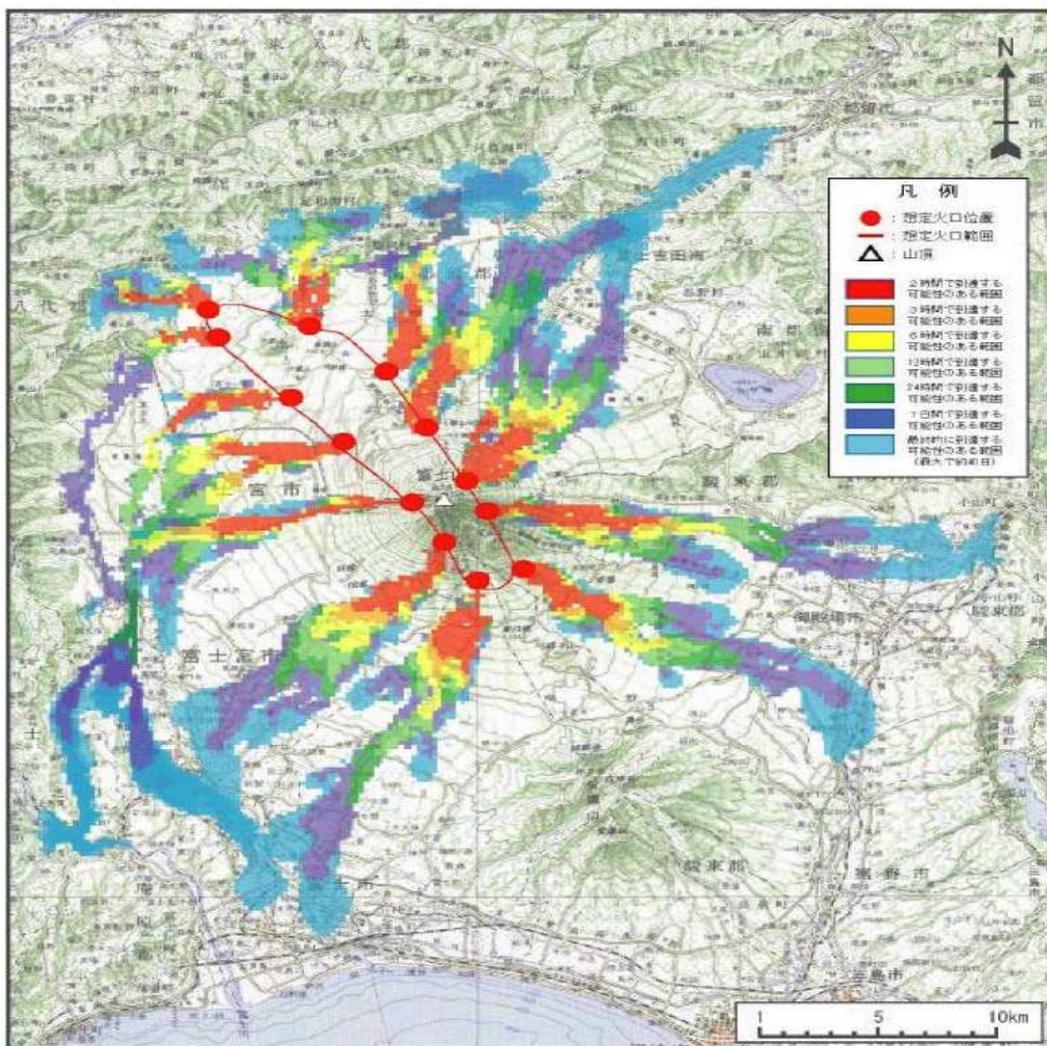


図5 溶岩流ドリルマップ（大規模噴火による溶岩流の到達時間）

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

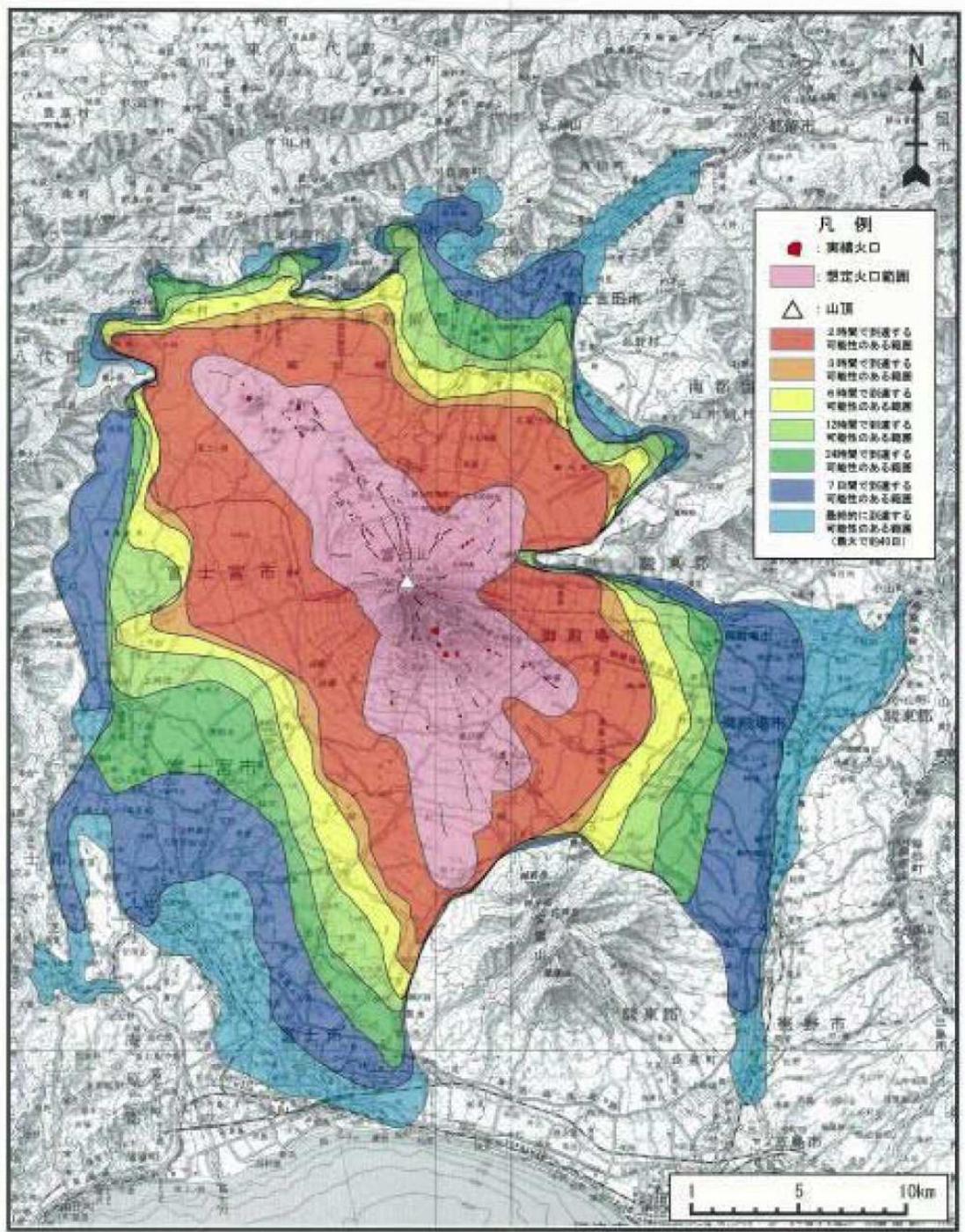


図6 溶岩流可能性マップ

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）

なお、溶岩流はより低い場所に向うため、流域界（尾根）を越えて流れることは稀と考えられることから、富士山の山頂から延びる尾根のうち比較的大きな17の尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を放射状に区分する。これを「ライン」と称し、山頂の東側から時計回りにライン1からライン17とする（図7）。ライン1からライン10までは静岡県、ライン9からライン17までは山梨県となり、ライン9とライン10は両県にまたがっている。

本市は、ライン5からライン10までの6ラインに含まれる。

また、溶岩流の到達が想定される範囲を到達時間により同心円状に区分し（図7）、ラインと到達時間の区分の線で囲まれた区域を「ブロック」（図8）と称し、避難を行う範囲として設定する。

噴火前は、火口の位置が特定できないとされていることから、全てのラインが避難対象となる「全方位避難」とする（表6）。

噴火開始直後は、火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合があるため、溶岩流が短時間で到達する区域において「必要なラインの避難」とする。

噴火開始後、火口の位置が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流が流下するラインのみが避難対象となる「ライン避難」とし、すでに避難を行っている他のラインについては避難解除を検討する。

なお、基本的には単独のラインを対象とするが、流域界（尾根）をまたいで割れ目噴火が発生した場合等は、複数のラインに溶岩流が流下することがあるため、複数ラインを対象とした避難についても検討する。

表6 全方位避難とライン避難

時 期	避難範囲
噴 火 前	全方位避難
噴火開始直後	必要なラインの避難
噴火開始後	ライン避難

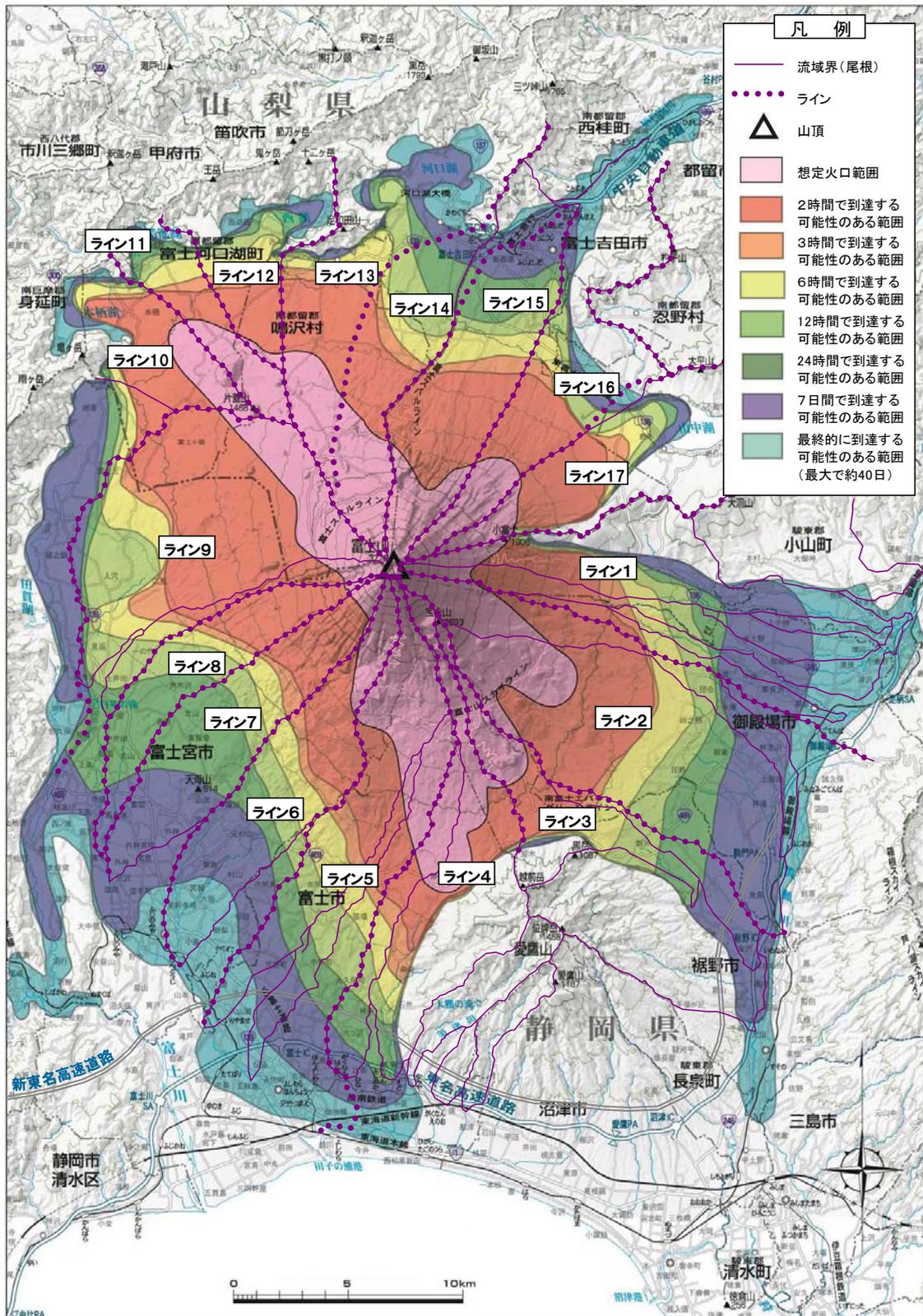
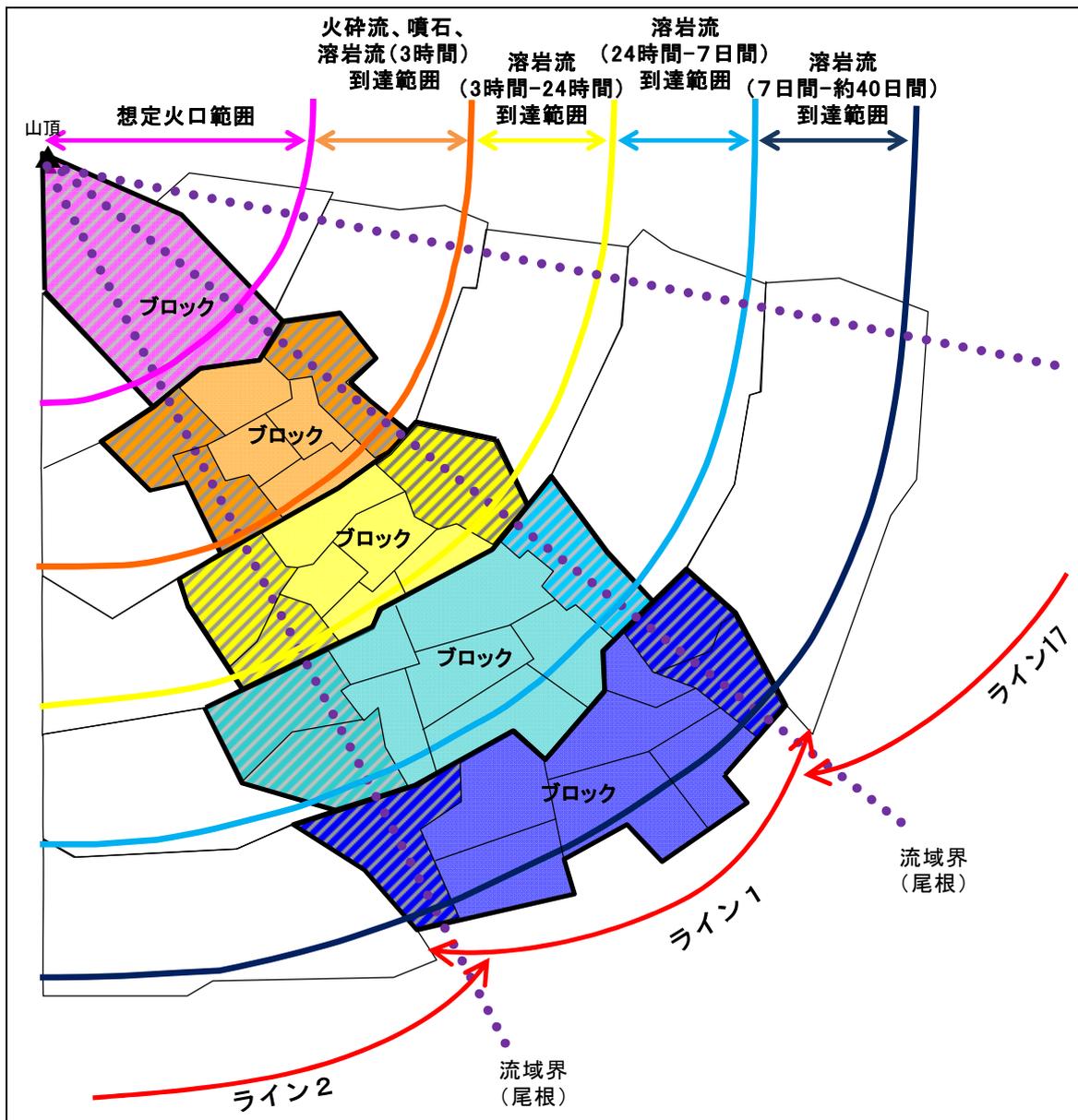


図7 溶岩流の流下ライン



※避難単位（自主防災会）が、溶岩流の到達時間による区分をまたぐ場合は、当該避難単位全体を、山頂に近い到達時間による区分とする。
 一方、避難単位が流域界（尾根）をまたぐ場合は、当該避難単位全体が両方のラインに属するものとする。

図8 避難単位とまる「ブロック」のイメージ

2-1-5 火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流

溶岩流の避難対象エリアは、火口形成、火砕流（火砕サージ）及び大きな噴石の避難対象エリアを内包していることから、これらを重ねた火山防災マップが作成されている。

また、避難開始時期とも関連していることから、これらを統合して検討する（以下、火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石及び溶岩流を「溶岩流等」という。）。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

溶岩流等の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次から第4次Bまでの5つの避難対象エリアにする（表7、図9）。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流（火砕サージ）や大きな噴石が到達、又は火口から溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲とする。以下、溶岩流の到達時間により第3次、第4次A、第4次Bの避難対象エリアを設定する。

表7 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24時間）到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流（24時間－7日間）到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流（7日間－約40日間）到達範囲

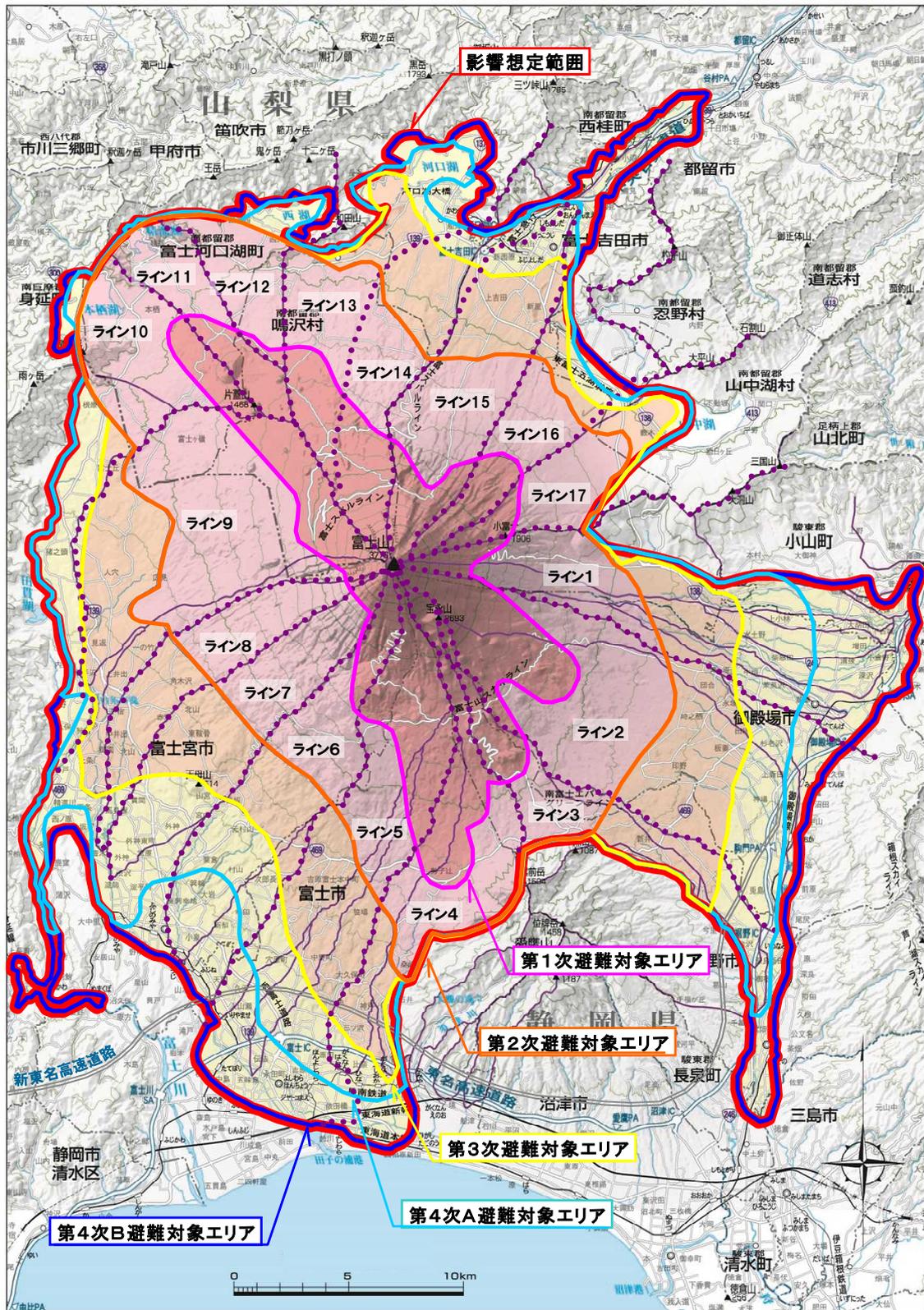


図9 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

(2) 避難開始基準

火砕流と大きな噴石は、到達範囲が限定的であり、速度が速いため、噴火前の避難とするが、本市における避難対象は、登山者及び山小屋関係者となる。溶岩流は、想定火口範囲から広範囲に広がる可能性があるが、流下速度が比較的遅いため、溶岩流が到達するまで3時間を超える範囲については、噴火開始後の避難とし、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とする。

避難開始基準は、噴火前・噴火開始直後及び噴火開始後の区分により、避難対象者の区分（一般住民、避難行動要支援者、登山者・観光客）ごとに定める。

(3) 避難先

溶岩流等からの避難は、第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでは市内への避難となり、第4次A避難対象エリア及び第4次B避難対象エリアは市外への広域避難（災害対策基本法による広域一時滞在）となる。この際、静岡県内の他市町へ避難することを基本とする。

また、火山活動の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への広域避難が必要となった場合には、静岡県を通じて避難者の受入れを依頼する。

2-2 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で融け、一気に融けた水が斜面の土砂を取り込んで、高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。そのため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とし（図10、表8）、避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲とする（図11）。

融雪型火山泥流の具体的な避難対象エリアについては、今後、協議会にて検討していくため、範囲が示され次第、避難対象エリアを本計画へ反映することとする。

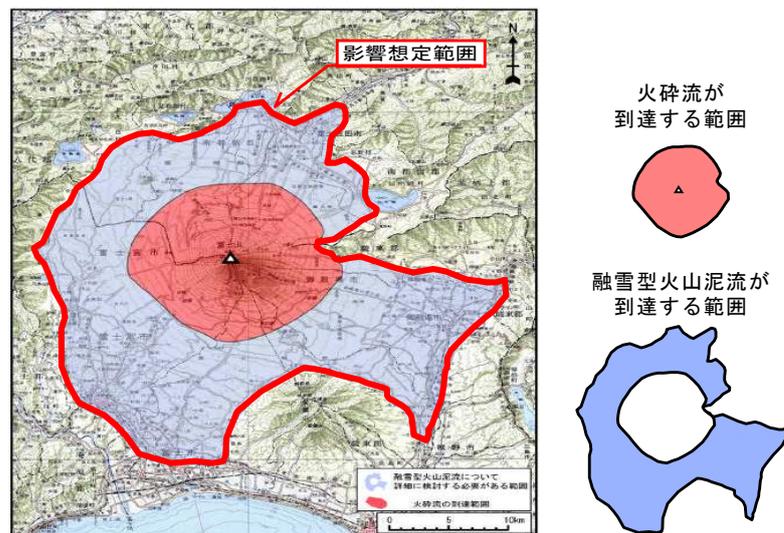


図10 融雪型火山泥流の影響想定範囲

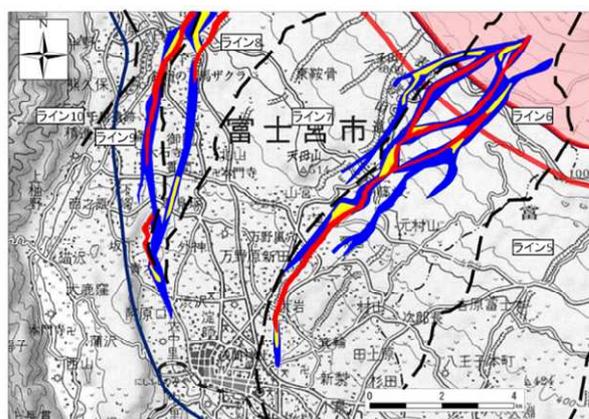


図11 融雪型火山泥流の避難対象エリアのイメージ

表8 融雪型火山泥流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流下が想定される部分)

(2) 避難開始基準

融雪型火山泥流は時間的猶予がないため、表2において「現象発生前に避難」としている。これは、融雪型火山泥流の流下速度が時速60km超となることもあり、比較的短時間で火口から遠距離まで到達することが想定されるためである。よって、溶岩流のような段階的な避難対応はとらず、噴火前の基準を定める。

噴火前は、噴火警戒レベルに基づき、表12による対応とする。なお、噴火前は火口の位置が特定できないため、避難対象エリアの全ての地域が避難対象となる。

(3) 避難先

避難先は、基本的に融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物の2階以上への垂直避難とするが、具体的な避難対象エリアについては、今後、協議会で検討するため、範囲が示され次第、避難先を本計画へ反映することとする。

2-3 降灰、小さな噴石

火山灰は、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。また、小さな噴石も風の影響を受け降下するので、あわせて検討する。

2-3-1 降灰

降灰とは、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm以下）が地表に降下する現象である。

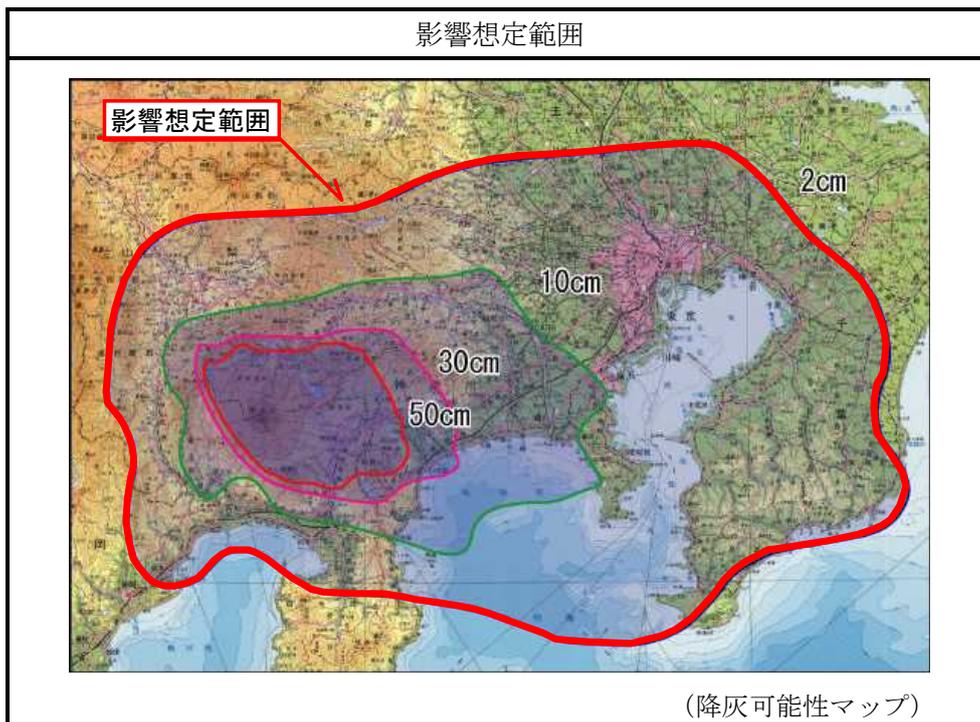
(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで2cm以上の降灰堆積深が想定される範囲とする（図12、表9）。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図（ドリルマップ）を12ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、噴火の可能性が高まった時点で、降灰が30cm以上堆積すると想定される範囲を、気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、風向等の気象条件等を加味して決定する（図13）。なお、30cm以上降灰が堆積すると、降雨時に木造家屋が倒壊する可能性があるとされている。

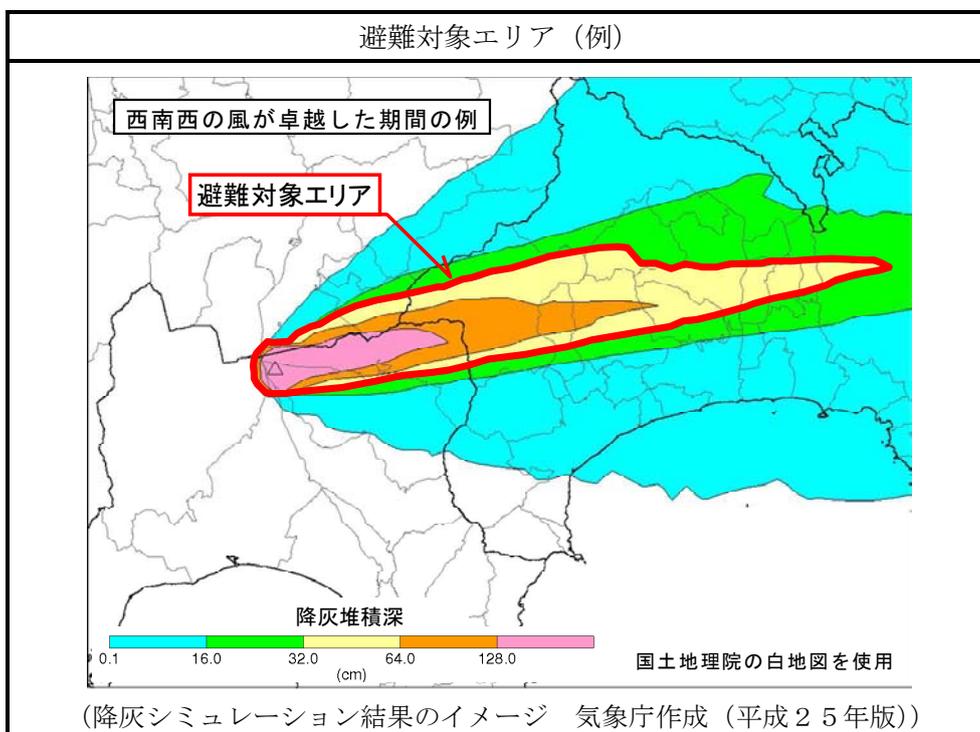
また、降灰は、実際の風向や風力等の影響によりシミュレーション結果と大きく異なることも考えられるため、火山灰が降下した地域において降灰量の観測を行い、その結果、降灰堆積深が30cm以上となることが予想される地域も避難対象エリアに含める。さらに、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

なお、噴火開始直後は、噴火規模や噴火形態がすぐに把握できないため、降灰の範囲や量の予測が困難である。よって、噴火開始直後の対応は、降灰可能性マップを用いることとし、これにより避難準備又は屋内避難準備とする。



※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合わせた図(富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)から引用)

図12 降灰の影響想定範囲



※宝永火口で宝永規模の噴火(噴煙高度、噴火期間(約2週間))が発生した場合のシミュレーション結果(図は「西南西の風が卓越した期間」の例)

図13 降灰の避難対象エリアの例

表9 降灰避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2 cm以上）
避難対象エリア	降灰堆積深が30 cm以上になると想定される範囲 ※1 ※2 ※3
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30 cm未満と想定される範囲 ※2

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

(2) 避難開始基準

降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低い、時間あたりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難又は屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難又は自宅等への屋内退避とする。

(3) 避難先

降灰堆積深が30 cm未満の場合の避難先は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの堅牢な建物への屋内退避とする。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立若しくは通常生活が困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性もあり、この場合は、溶岩流等からの避難先を準用する。

(4) 降灰前に避難を要する場合

大量の降灰により、避難経路が閉ざされ孤立する可能性がある地域については、降灰前に避難対象エリア外へ避難する。

※ 降灰からの避難については、協議会にて継続して検討していくため、具体的な避難の考え方が取りまとめられた時点で、本計画に反映することとする。

2-3-2 小さな噴石

小さな噴石、風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び密度が低い軽石であり、風の影響を受け火口から10km以上遠方まで流されて降下する場合もある。

(1) 影響想定範囲

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーション（平成25年版）して合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする（表10、図14、図15）。実際には4風向以外の風が現れるが、出現する可能性が高い4風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

なお、気象庁による新しい降灰予報「量的降灰予報」が平成27年3月から開始されたため、このデータも参考にして、小さな噴石の影響想定範囲を見直す。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

表10 小さな噴石影響想定範囲の設定

避難対象	説明
影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

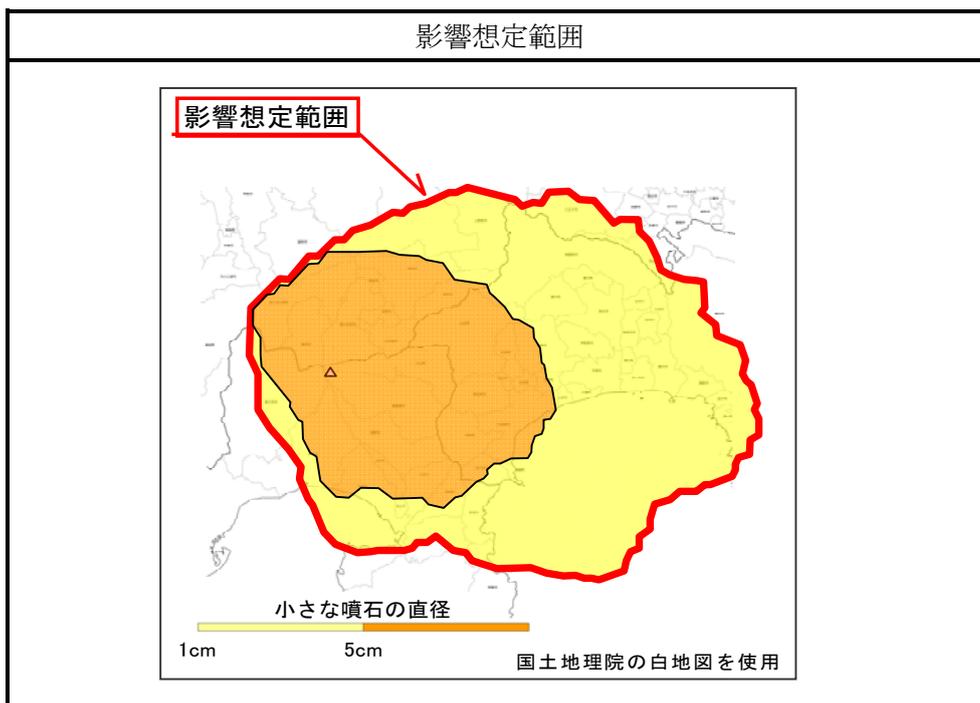
(2) 避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内退避とする。

(3) 避難先

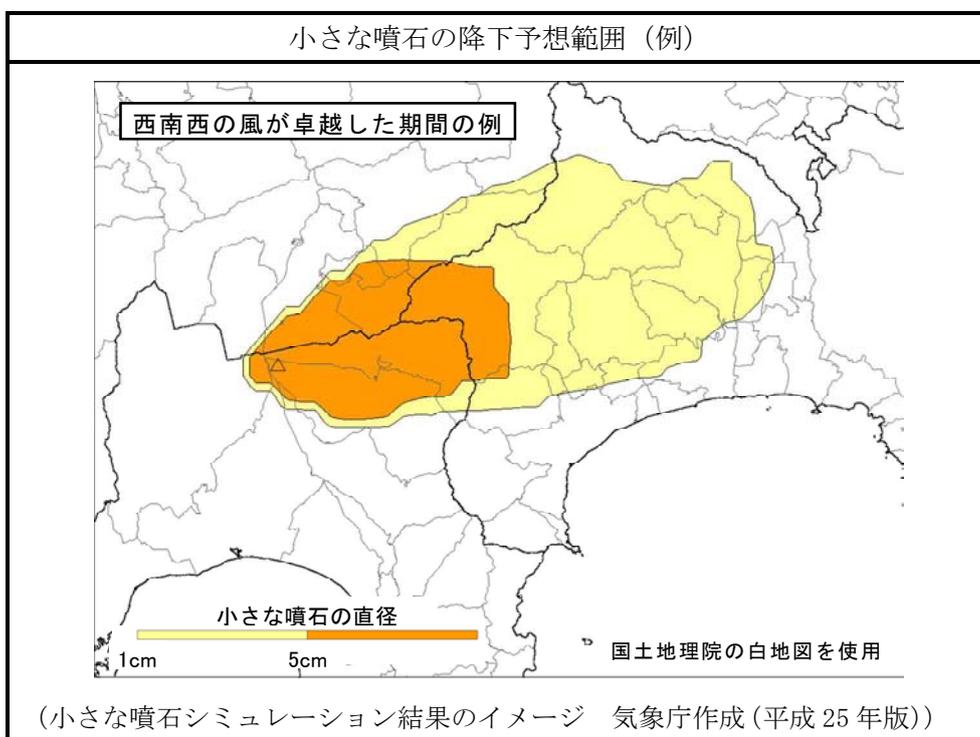
小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

※ 小さな噴石からの避難については、協議会にて継続して検討していくため、具体的な避難の考え方が取りまとめられた時点で、本計画に反映することとする。



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成

図14 小さな噴石の影響想定範囲



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

図15 小さな噴石の降下予想範囲の例

2-4 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象である。噴火により、降灰、火砕流として流下した火山灰等が山の斜面に堆積し、その後の降雨に伴い発生する土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による土石流可能性マップの範囲とし（表11、図16）、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm以上の範囲である。これは宝永噴火後の土砂災害が、主に降灰堆積深10cm以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。

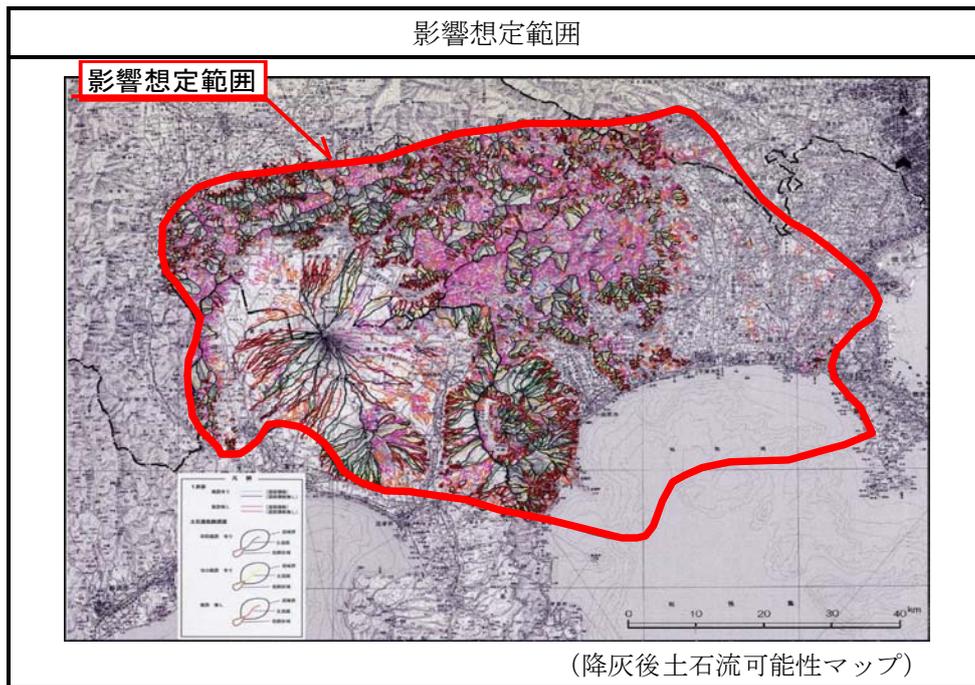
避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険溪流の土石流危険区域又は土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒（特別）区域の範囲とする（図17）。

なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合は、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報）が関係自治体等に通知される。

表11 降灰後土石流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、又は土砂災害（特別）警戒区域

※降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。



※富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年）から引用

図 1 6 降灰後土石流の影響想定範囲

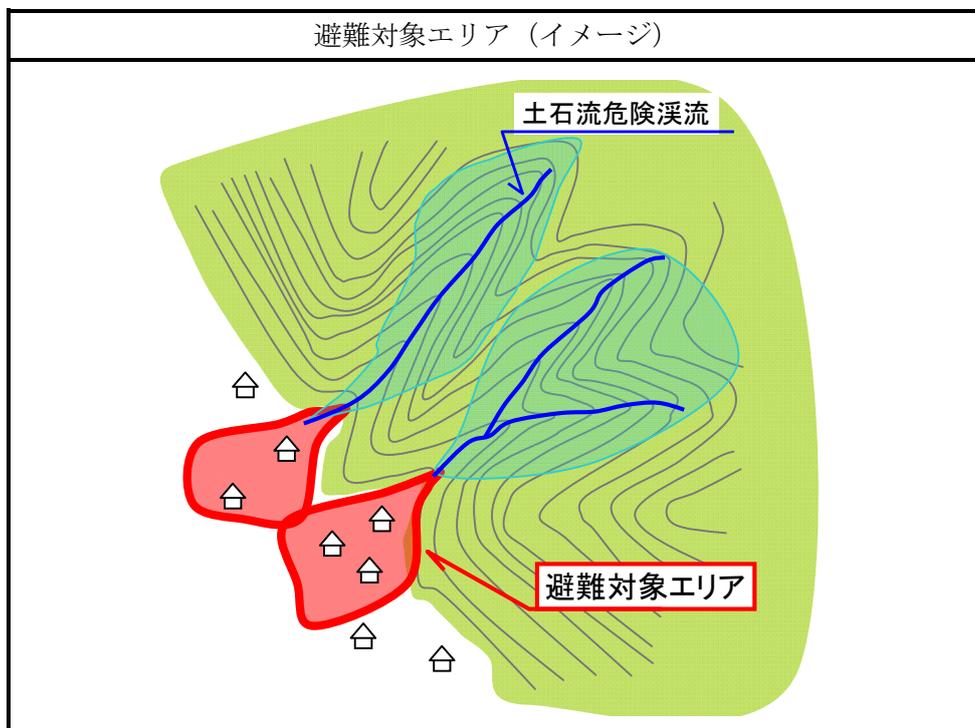


図 1 7 降灰後土石流の流避難対象エリアのイメージ

(2) 避難開始基準

国土交通省が行う緊急調査の結果により、本市に通知される土砂災害緊急情報（降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等）に基づき、避難開始基準を設定する。

なお、降灰の影響が広範囲に及ぶ場合は、土砂災害緊急情報の発表までに時間を要する場合もあることから、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行う。

また、降灰後土石流は時間的猶予がないため、表2において「現象発生前に避難」としたが、これは、土石流の速度が速いことに加え、通常よりも弱い雨での発生により避難の判断をする時間がないことが考えられるためである。

ただし、土石流は、降灰中や噴火の終息後のほか、火山現象により上流の土地が荒廃した場合にも発生することがあるので注意する。

(3) 避難先

降灰後土石流からの避難は、基本的に通常の土砂災害と同様に対応することとし、土石流災害に対してハザードマップで指定された避難場所へ避難する。

※ 降灰後土石流からの避難については、協議会にて継続して検討していくため、具体的な避難の考え方が取りまとめられた時点で、本計画に反映することとする。

3 段階別の避難の流れ

3-1 噴火前及び噴火開始直後の避難の流れ

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、表12に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

上段：一般住民
 中段：避難行動要支援者
 下段：観光客・登山者

表12 噴火前及び噴火開始直後の避難の流れ

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型 火山泥流	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流	
		火砕流、大きな噴石		第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア		避難対象エリア	避難対象エリア			屋内退避対象エリア
		火口形成	火口形成									
噴火前	3	避難準備・避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4	避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】		—	—	
	5	避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 【全方位】	避難	避難準備	—	—	
噴火開始直後		避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 【必要な範囲】	降灰可能性 避難準備	マップの範囲 屋内避難準備	屋内避難準備	—	

—：避難行動の対象外

3-2 噴火開始後の避難の流れ

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、表13に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

上段：一般住民
 中段：避難行動要支援者
 下段：観光客・登山者

表13 噴火開始後の避難の流れ

区分	溶岩流					降灰		小さな噴石	降灰後土石流	
	第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次A 避難対象エリア	第4次B 避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の避難対象エリア	
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合	
噴火開始後	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難	屋内避難	屋内避難	避難準備/避難 (降雨により)

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合。

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

3-3 火山活動の小康期

火山活動が低下し、噴火による影響が限定される場合は、状況に応じて避難対象エリアを縮小する。

なお、火山現象が小康状態になり噴火警戒レベルが下がった後、再度火山現象が活発化し、噴火警戒レベルが上昇した場合は、噴火警戒レベルに応じた行動をとるものとする。

3-4 避難対象となる地区と避難先

溶岩流等に対して、避難に要する時間が短い第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでに該当する地区と避難先は、表14のとおりとする。

なお、本市におけるライン別地区名及び避難対象エリア別地区名は表15及び表16のとおりとする。

表 1 4 避難対象となる地区と避難先

避難対象エリア	避難対象地区 (ライン名)	避難者数	噴火警戒レベルと避難行動						避難場所(避難所) 【収容可能人数】
			噴火前			噴火開始直後	噴火開始後		
			レベル3	レベル4	レベル5	レベル5切替 (第3次に拡大)	レベル5切替 (第4次Aに拡大)	レベル5切替 (第4次Bに拡大)	
第1次	登山者		入山規制等	避難準備	避難	避難			駅前交流センター(きらら)
第2次	上井出区(8,9,10)	1,634							市民体育館【2,985】
	根原区(9,10)	62		避難準備	避難	避難			
	人穴区(9,10)	735							
第3次	粟倉2区(6)	343			避難準備	避難			黒田小学校【938】
	粟倉3区(6,7)	137							東小学校【1,064】
	粟倉4区(6)	36							
	猪之頭区(9,10)	811			避難準備	避難			大富士小学校【915】
	内野区(9,10)	673			避難準備	避難			大宮小学校【1,253】
	馬見塚区(8,9)	528			避難準備	避難			
	精進川上区(9,10)	509			避難準備	避難			富士根南中学校【963】
	上条上区(9,10)	845			避難準備	避難			
	上条下区(8,9)	795			避難準備	避難			第一中学校【926】
	狩宿区(9)	129							西小学校【945】
	芝山区(9)	261			避難準備	避難			
	半野区(9,10)	546							
	北山1区(8,9)	1,297			避難準備	避難			貴船小学校【1,341】
	北山2区(7,8,9)	1,182			避難準備	避難			富士根南小学校【1,685】
	北山3区1町内(7,8)	560			避難準備	避難			芝富小学校【566】
	北山3区2,3町内(7,8)	956			避難準備	避難			芝川中学校【1,262】
	北山4区(7,8)	231			避難準備	避難			内房小学校【311】
	下条上区(9)	1,212			避難準備	避難			第二中学校【1,411】
	原区(9,10)	620			避難準備	避難			大富士中学校【839】
	富士丘区(9,10)	159			避難準備	避難			稲子小学校【274】
村山2区(6)	270			避難準備	避難			第三中学校【1,090】	
山宮1区(7)	1,140			避難準備	避難			芝川公民館【1,200】	
山宮2区1町内(6,7)	315			避難準備	避難			柚野小学校【517】	
山宮2区2町内(6,7)	402			避難準備	避難			B&G海洋センター【858】	
山宮2区3町内(6,7)	238			避難準備	避難			柚野中学校【404】	
第4次A	表16参照					避難準備	避難		市外へ避難
第4次B	表16参照						避難準備	避難	市外へ避難

表15 ライン別地区名

ライン5	ライン6	ライン7	ライン8	ライン9	ライン10			
杉田3区	阿幸地区	日の出区	青木区	常磐区	青木区	青木区	下柚野区	猪之頭区
杉田4区	栗倉1区	ひばりが丘区	阿幸地区	二の宮区	馬見塚区	青木平区	精進川上区	内野区
高原区	栗倉2区	富士見ヶ丘区	浅間区	野中1区	上井出区	浅間区	精進川下区	内房第2区
山本区	栗倉3区	舟久保区	栗倉3区	野中2区	上条下区	猪之頭区	高原区	内房第3区
	栗倉4区	万野1区	大中里区	野中3区	北山1区	内野区	田中区	内房第4区
	栗倉南区	万野3区	神田区	羽衣区	北山2区	内房第2区	外神区	大久保区
	大岩1区	万野4区	神田川区	ひばりが丘区	北山3区	内房第3区	常磐区	大鹿窪区
	大岩2区	万野希望区	神立区	福地区	北山4区	内房第4区	鳥並区	上井出区
	大岩3区	瑞穂区	北山2区	富士見ヶ丘区	外神区	馬見塚区	長貫区	上条上区
	上小泉区	村山1区	北山3区	松山区		大久保区	西山区	上羽鮒区
	源道寺区	村山2区	北山4区	万野1区		大鹿窪区	沼久保区	上柚野区
	小泉1区	村山3区	貴船区	万野2区		大中里区	猫沢区	佐折区
	小泉2区	大和区	黒田区	万野3区		上井出区	根原区	下羽鮒区
	小泉3区	山宮2区	源道寺区	万野4区		上条上区	野中1区	下柚野区
	小泉4区	山本区	小泉1区	瑞穂区		上条下区	野中2区	精進川上区
	小泉5区		琴平区	三園平区		上羽鮒区	野中3区	精進川下区
	小泉6区		木の花区	宮原区		上柚野区	羽衣区	鳥並区
	咲花区		咲花区	宮原1区		狩宿区	原区	長貫区
	清水窪区		清水窪区	宮本区		神田川区	半野区	西山区
	杉田1区		城山区	大和区		北山1区	人穴区	沼久保区
	杉田2区		神賀区	山宮1区		北山2区	富士丘区	猫沢区
	杉田3区		高嶺区	山宮2区		黒田区	明光台区	根原区
	杉田4区		高原区	山宮3区		源道寺区	山本区	原区
	杉田5区		高原1区	山宮4区		芝山区	淀師区	半野区
	杉田6区		田中区	山本区		下条上区	淀橋区	人穴区
	高原区		外神区	淀師区		下条下区		富士丘区
	田中区		外神東区	淀橋区		下羽鮒区		麓区

※複数のラインにまたがっている地区もあります。

表 1 6 避難対象エリア別地区名

<p>第 1 次避難対象エリア (噴火口ができる可能性が高い範囲)</p> <p>登山者、観光客、山小屋</p>
<p>第 2 次避難対象エリア (火砕流と大きな噴石の危険があり、溶岩流が 3 時間以内に到達する可能性がある範囲)</p> <p>上井出区、根原区、人穴区</p>
<p>第 3 次避難対象エリア (溶岩流が 3 ~ 2 4 時間に到達する可能性がある範囲)</p> <p>粟倉 2 区、粟倉 3 区、粟倉 4 区、猪之頭区、内野区、馬見塚区、上条上区、上条下区、狩宿区、北山 1 区、北山 2 区、北山 3 区、北山 4 区、芝山区、下条上区、精進川上区、原区、半野区、富士丘区、村山 2 区、山宮 1 区、山宮 2 区</p>
<p>第 4 次 A 避難対象エリア (溶岩流が 2 4 時間 ~ 7 日間に到達する可能性がある範囲)</p> <p>青木区、阿幸地区、粟倉 1 区、粟倉南区、大岩 3 区、大久保区、大鹿窪区、大中里区、上羽鮎区、上柚野区、神田川区、神立区、貴船区、琴平区、佐折区、神賀区、下条下区、下柚野区、精進川下区、杉田 1 区、杉田 2 区、杉田 3 区、杉田 4 区、高嶺区、外神区、外神東区、鳥並区、西山区、二の宮区、猫沢区、野中 1 区、羽衣区、ひばりが丘区、福地区、富士見ヶ丘区、舟久保区、麓区、松山区、万野 1 区、万野 2 区、万野 3 区、万野 4 区、万野希望区、三園平区、宮原区、宮原 1 区、宮本区、村山 1 区、村山 3 区、山宮 3 区、山宮 4 区、淀師区、淀橋区</p>
<p>第 4 次 B 避難対象エリア (溶岩流が 7 日間 ~ 4 0 日間に到達する可能性が高い範囲)</p> <p>青木平区、浅間区、内房第 2 区、内房第 3 区、内房第 4 区、大岩 1 区、大岩 2 区、上小泉区、神田区、黒田区、源道寺区、小泉 1 区、小泉 2 区、小泉 3 区、小泉 4 区、小泉 5 区、小泉 6 区、木の花区、咲花区、清水窪区、下羽鮎区、城山区、杉田 5 区、杉田 6 区、高原区、高原 1 区、田中区、常磐区、長貫区、沼久保区、野中 2 区、野中 3 区、日の出区、瑞穂区、明光台区、大和区、山本区</p>

第3編 避難対策

第1章 市の体制等

1 市の体制

富士山の噴火警報等が発表された場合、表17の体制を確立する。

表17 富士山の噴火警報等が発表された場合の配備体制

配備基準	配備体制
富士山が噴火予報（レベル1、 <u>活火山であることに留意</u> ）の状態 で、低周波地震の多発又は富士山に 何らかの影響が見られたとき。その 他、特に市長（本部長）が必要と認 めたとき。	事前配備 ・危機管理局職員 ・情報収集、連絡活動のため、市長 が指名した者で構成する
富士山に火口周辺警報（レベル3、 <u>入山規制</u> ）が発表されたとき。その 他、特に市長（本部長）が必要と認 めたとき。 * レベル2の発表はなく、レベル 1からレベル3に移行される。	第1次配備（警戒本部） ・本部長 ・副本部長 ・危機管理監 ・部長 ・事務局（対策班・広報班） ・事務局（調整班・情報班・総務班） の各班長、副班長相当職 ・都市整備部及び水道部の各班長、副 班長相当職
富士山に噴火警報（レベル4、 <u>避難 準備</u> ）（レベル5、 <u>避難</u> ）が発表さ れたとき。その他、特に市長（本部 長）が必要と認めたとき。	第2次配備 ・全職員動員体制

2 本部設置場所

富士山噴火時の災害対策本部設置場所は、市役所災害対策本部室（富士宮市弓沢町150番地）に設置する。

なお、本庁舎が被災した場合は、消防本部中央消防署（富士宮市源道寺町5番地の1）に設置する。

また、協議会の広域避難計画にて、市役所は、政府の現地警戒（対策）本部の設置候補に選定されている。

第2章 情報伝達

1 関係機関及び住民への情報伝達

火山現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、関係機関や住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

気象庁火山監視・情報センターは、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じ、表18に示す情報（以下、「噴火警報等」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供する。

本計画では、噴火警報等に応じて防災対応を実施することから、関係機関及び住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

1-1 噴火警報等の流れ

(1) 気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合は、図18のとおり伝達し、その内容は、表4のとおりである。

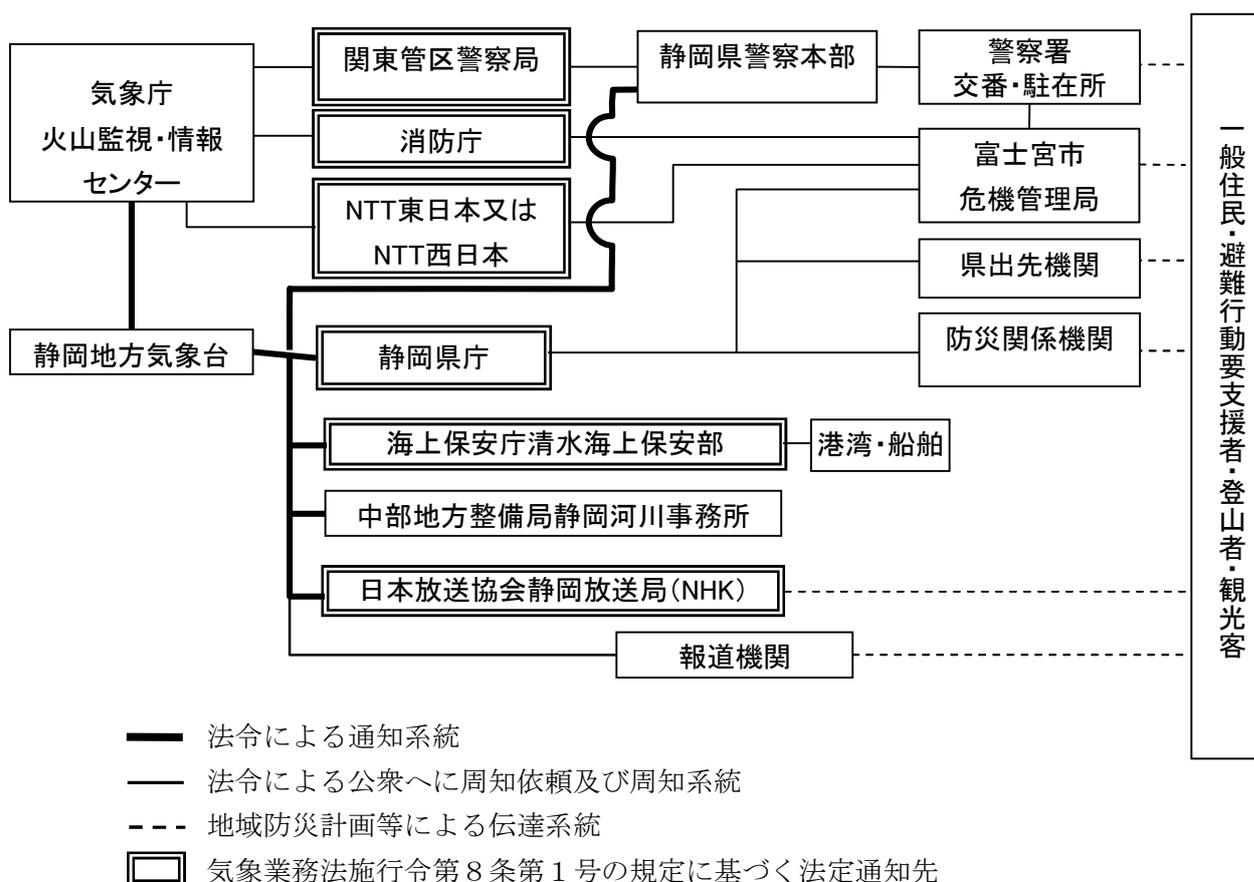


図18 噴火警報等の伝達体制

(2) 火山現象に関する情報等

噴火警報・噴火予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況を知らせるために、表 1 8 の情報等が気象庁から発表される。

表 1 8 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもの	必要に応じて定期的または臨時に発表
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度を知らせるもの	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表
週間火山概況	過去 1 週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎週金曜日に発表
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表

1-2 市の情報伝達

市は、気象庁が発表する噴火警報を、一般住民や登山者・観光客に対し速やかに情報伝達する必要がある。情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行う。

また、円滑に情報伝達ができるよう平常時から市内における情報伝達体制を構築する（図 1 9）。

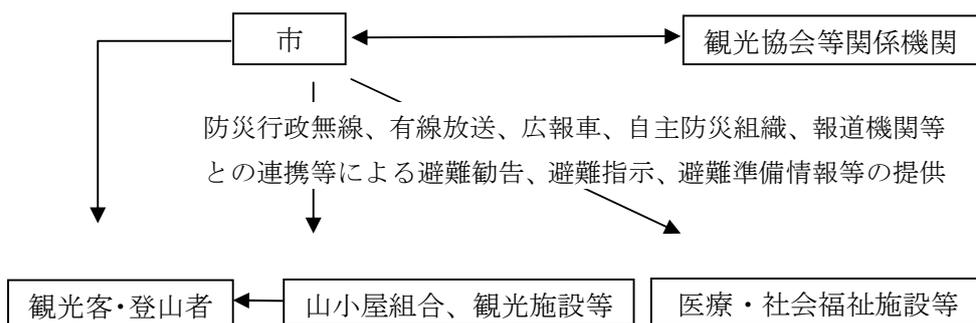


図 1 9 情報伝達体制

1-3 一般住民への情報伝達

(1) 基本的な考え方

一般住民の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民への速やかな情報伝達や広報は重要である。また、適切な情報伝達は、住民の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難勧告等をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、市は、状況に応じて的確に情報伝達や広報を行う。

一般住民への情報伝達は、表19に示す内容とする。

情報伝達手段は、防災行政無線及び広報車等によるほか、回覧板、広報紙、ホームページ、緊急速報メールや報道機関等の活用を図る。

表19 一般住民への情報伝達に係る市の対応事項

噴火警戒レベル	実施内容
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none">・防災行政無線（屋外戸局、防災ラジオ）の整備・自主防災会等との情報伝達体制の構築・避難対象エリアとなる住民への周知・関係機関との情報伝達体制の構築
噴火警戒レベル1 (事前配備体制)	<ul style="list-style-type: none">・市内全域への広報
噴火警戒レベル3 ～噴火開始後	<ul style="list-style-type: none">・避難対象エリアへの情報伝達・状況に応じ、避難勧告等の発令・防災行政無線、自主防災会や広報車を通じた呼びかけ・市全域への広報

1-4 登山者・観光客への情報伝達

(1) 登山者・観光客は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在して情報が確実に伝わりにくく、一般住民と比べてより山体に近い場所にいる可能性が高いことから、市は、噴火警報や入山規制等の情報を速やかに伝達する必要がある。

登山者・観光客への情報伝達は、表20に示す内容とする。

情報伝達手段は、報道機関への報道依頼やホームページ、緊急速報メールを活用するとともに、山小屋への連絡は、携帯電話、無線機、メール等で実施する。

表20 登山者・観光客への情報伝達に係る市の対応事項

噴火警戒レベル	実施内容
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none">・山小屋組合等との情報伝達体制の構築・宿泊施設、観光施設等への防災ラジオの普及促進
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	<ul style="list-style-type: none">・山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報等」の伝達・関係機関との情報伝達体制の確認
噴火警戒レベル3 ～噴火開始後	<ul style="list-style-type: none">・入山規制及び早期下山の呼びかけ・状況に応じて、避難勧告等の発令・ホームページ等による周知・防災行政無線による市内全域への広報

(2) 山小屋組合等と連携した情報伝達

市は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、携帯電話、無線機、メール等を利用し、山小屋組合等へ入山規制の実施を情報伝達するとともに、登山者・観光客に対する早期下山の呼びかけを要請する。

1-5 避難行動要支援者への情報伝達の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

避難行動要支援者は、一般住民より一段階早く避難するため、早めの情報伝達が必要となる。一人暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことから、市は、災害時要援護者支援計画に基づく情報伝達を行う。

(2) 各機関への市の対応

避難行動要支援者への情報伝達は、表2-1に示す内容とする。

情報伝達手段は、防災行政無線及び広報車等のほか、自主防災会を通じて行う。

表2-1 避難行動要支援者への情報伝達に係る市の対応事項

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none">・ 避難行動要支援者名簿（災害時要援護者名簿）の更新及び個別計画の見直し、修正・ 避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段等）・ 自主防災会等による情報伝達及び安否確認体制の構築・ 自主防災会、消防団、福祉関係者と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	<ul style="list-style-type: none">・ 市内全域への広報
噴火警戒レベル3 ～噴火開始後	<ul style="list-style-type: none">・ 避難対象エリアへの情報伝達・ 状況に応じ、避難勧告等の発令・ 防災行政無線、自主防災会や広報車を通じた呼びかけ・ 市内全域への広報・ 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（防災行政無線）

1-6 情報伝達例文及び広報手段

(1) 市が、避難勧告等を発令する場合は、表22を参考にして防災行政無線による情報伝達を行う。

表22 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の入山規制についてお知らせします。 現在、富士山には噴火警戒レベル3が発表されています。 本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。(しました。) 登山者および入山者は直ちに避難してください。
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の噴火に関する避難準備情報についてお知らせします。 現在、富士山には噴火警戒レベル〇が発表されています。 本日〇〇時〇〇分をもって避難準備情報を発表します。(しました。) 対象地区は〇〇地区です。 対象地区の住民の皆さんは、噴火に備えて避難の準備を始めてください。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 現在、富士山に噴火警戒レベル〇が発表されました。 本日〇〇時〇〇分をもって〇〇地区に避難勧告を発令しました。 〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇(所定の避難先)へ避難してください。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 現在、富士山に噴火警戒レベル〇が発表されました。 本日〇〇時〇〇分をもって〇〇地区に避難指示を発令しました。 〇〇地区の住民の皆さんは、〇〇(所定の避難先)へ避難してください。
警戒区域の設定	<ul style="list-style-type: none"> 現在、富士山に噴火警戒レベル〇が発表されました。 本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに地区外へ退去してください。

※1 冒頭及び最後に「こちらは 広報ふじのみやです。」をつける。

※2 訓練時には「これは訓練です。」2回繰り返した後、情報伝達を行う。

(2) 情報伝達・広報手段

市は、表23の手段を活用し、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。

表23 情報伝達・広報手段

手段	特長
防災行政無線	無線子局スピーカーから音声で広域に情報発信することが可能
広報車	きめ細かい情報発信が可能
緊急速報メール	避難等が必要なエリアにいる人にメールによる周知が可能
登録制メール配信	登録者へのメール配信による伝達が可能
電話・無線・FAX	自主防災会長等への直接の情報発信が可能
ホームページ	国内外へ広く広報することが可能
SNS	登録者への広報が可能
新聞・テレビ・ラジオ	正確かつ詳細(新聞)な情報の広報、映像(テレビ)及び音声(ラジオ)による広報が可能

2 報道対応

市は、避難勧告等の発令、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、定期的に記者会見を行い、報道機関を活用した情報伝達・広報を実施する。

第3章 避難対策

1 避難に係る基本事項

1-1 避難の考え方

本計画では、溶岩流等【火口形成、火砕流（火砕サージ）、大きな噴石、溶岩流】からの避難を対象とする。

溶岩流等からの市内及び市外避難は、自家用車等による避難を基本とする。

自家用車等による避難が困難な者については、近隣住民等の補助を行う者の車両又は市が協定を締結しているバス輸送事業者の保有する車両にて避難を行う。

1-2 市内避難について

噴火発生後、避難に係る時間的猶予が短い、第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリアまでの地区と避難先は、表14のとおりとする。

1-3 市外避難について

(1) 基本的な考え方

噴火の範囲が拡大し、市街地への影響が想定される場合、第4次A避難対象エリア、第4次B避難対象エリアが避難の対象となる。その際、市内の避難所では避難者の収容が困難なため、静岡県中部・西部地域への広域避難を行う。

広域避難者の避難先の調整手順は、静岡県が避難先となる受入市町を決定し、受入市町が富士宮市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、富士宮市から広域避難先となる受入市町の指示を受け、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う(図20)。

なお、広域避難者は静岡県内の他市町で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、他県(山梨県、神奈川県)への避難が必要となった場合には、市は、静岡県へ広域避難者の受入れ調整を依頼し、静岡県が避難先となる他県へ受入れを要請する。

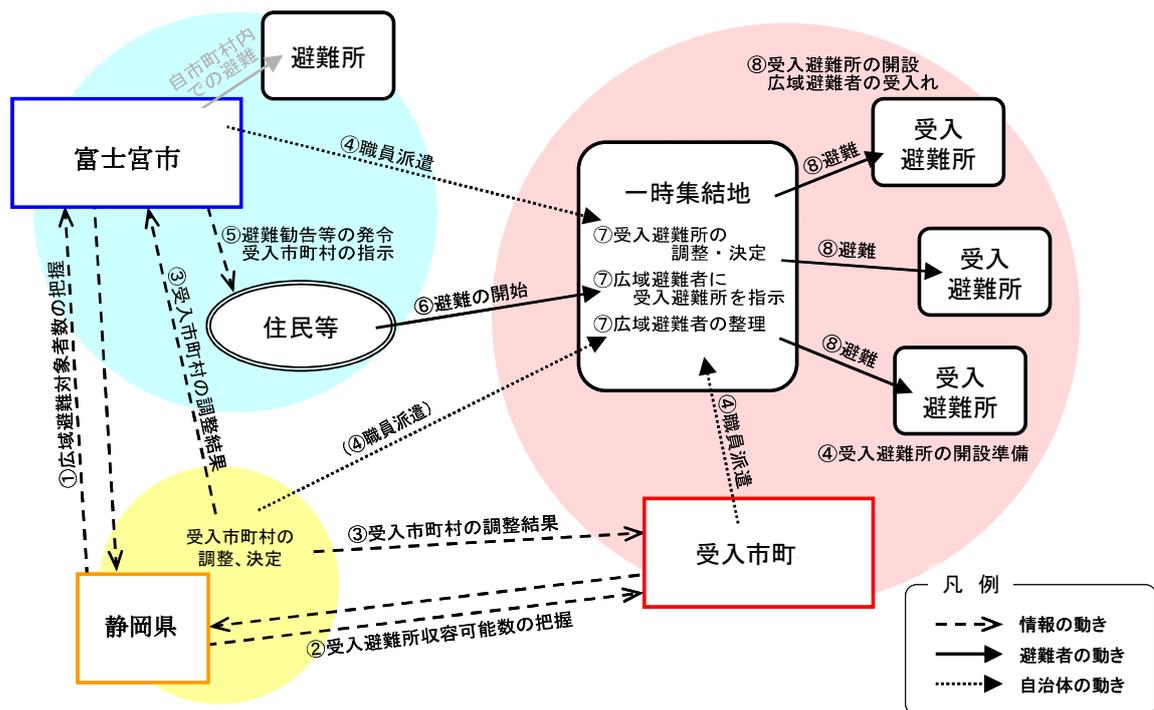


図20 広域避難の受入調整フロー図

(2) 受入調整の手順

具体的な広域避難者の受入調整の手順は、表 2 4 のとおりとする。

表 2 4 広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市の避難対象者及び受入市町の受入避難所収容可能数を把握 ・ 県及び市は、受入市町と協力して、一時集結地を予め選定してリスト化し、住民へ周知 ・ 受入市町は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結 ・ 県及び市は、受入市町をグループ化した受入地域を予め設定し、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意(情報収集体制))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、市に対し、広域避難の可能性のある広域避難対象者数を照会(①) ・ 県は、受入市町に対し、受入避難所と収容可能数の状況を照会(②) ・ 県は、市と受入市町からの回答により受入市町を調整、決定し、結果を市及び受入市町に伝達(③)
広域避難の準備 (噴火警戒レベル 3 以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、受入市町(支援本部等)に職員を派遣 ・ 受入市町は、一時集結地の施設管理者に対し使用許可を求める ・ 市及び受入市町は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。県は、必要に応じて支援のための職員を派遣(④) ・ 受入市町は、一時集結地及び受入避難所の開設準備を実施
避難勧告等の発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、住民に対し避難勧告等の発令と同時に、受入市町及び一時集結地を指示(⑤)
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入市町は、一時集結地及び受入避難所を開設 ・ 広域避難者は、受入市町の一時集結地に向け避難を開始(⑥)
一時集結地の集合時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、受入市町の一時集結地に一旦集合 ・ 市は、受入市町と連携して一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施 ・ 受入市町は、避難実施市町村と連携して広域避難者の受入避難所を決定し、広域避難者に指示(⑦)
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始 ・ 受入市町は、受入避難所で広域避難者の受入れを実施(⑧)

※表中の丸番号は、図 2 0 の丸番号と一致する。

2 入山規制

2-1 実施基準と対象範囲

- (1) 入山規制の実施基準及び対象範囲は、表25のとおりとする。

- (2) 入山規制の対象者は、対象範囲内を主たる居住者としていない登山者・観光客等とする。

表25 入山規制の実施基準と対象範囲

噴火警戒レベル	対象範囲
噴火警戒レベル3（入山規制）	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4（避難準備）	第2次避難対象エリアまで
噴火警戒レベル5（避難）	第3次避難対象エリアまで

2-2 実施体制

(1) 登山口等における体制

入山規制の場所及び実施方法については、協議会及び他機関との調整が必要になることから、調整がとれ次第、本計画に反映することとする。

(2) 対象地域内の事業者（観光施設等）への対応

市は、噴火警戒レベル3が発表された場合、対象地域内の事業者に対し、電話、メール、防災行政無線等を活用した情報伝達を行い、事業者は、登山者・観光客へ早期下山を呼びかけながら避難する。

(3) 一般住民への広報

市は、噴火警戒レベル3が発表された場合、防災行政無線や広報車等により、市内全域において入山規制の呼びかけを行う。

3 警戒区域の設定

3-1 基本的な考え方

- (1) 市長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は撤去を命ずる。
- (2) 市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。警戒区域の設定については、協議会及び他機関との調整が必要になることから、調整がとれ次第、本計画に反映することにする。

3-2 警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。
- ・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小長期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

4 避難経路の設定

自家用車による自主避難を原則としていることから、一般住民は個々に危険の少ない避難ルートを予め決めておく。

5 道路交通規制

火山災害に係る道路交通規制の実施目的は、表2-6に示すとおりである。

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベル3が発表された場合、自ら管理する道路において、必要に応じ交通規制及び通行禁止等に措置を講ずる。また、国や県が管理する道路においては、必要に応じ、交通規制及び通行禁止等の措置について要請する。

市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

※ 道路交通規制については、協議会及び他機関との調整が必要になることから、調整がとれ次第、本計画に反映することにする。

表 2 6 道路交通規制の実施時期と目的

実施時期	実施目的
噴火前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された警戒区域への進入防止 ・ 広域避難者（車両）の交通誘導
噴火後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路への許可車両以外の進入防止 ・ 被災した道路や二次災害おそれがある道路への進入防止 ・ 広域避難者（車両）の交通誘導

6 避難者の輸送

一般住民の避難方法は、原則、徒歩、自家用車等による避難としているが、円滑に避難することができない住民のために、協定を締結しているバス輸送事業者と連携し避難者の輸送を実施する。

※具体的な輸送方法については、協議会及び他機関との調整が必要になることから、調整がとれ次第、本計画に反映することにする。

(1) 輸送車両の確保

市内避難の場合

市は、第3次避難対象エリアまでの市内避難を支援するための輸送車両として、予め協定を締結している輸送事業者の保有する車両等を確保するとともに、不足する場合には県を通じて、車両の手配を依頼する。

(2) 輸送車両の派遣先

輸送車両の派遣先については、表27に記載の場所とするが、現在、詳細は、調整中のため、調整がとれ次第、本計画へ反映することにする。

また、噴火活動の状況に応じて、派遣要請を行う。

表 2 7 輸送車両の派遣場所

地区名	場所
第2次避難対象エリア に該当する地区	上井出区民館（上井出区） 根原区民館（根原区） 人穴区民館（人穴区）
第3次避難対象エリア に該当する地区	各地区の指定避難所

※避難対象エリアに該当する地区は、表16を参照すること。

(3) バス等による避難

市は、バス等による避難において、自家用車使用者以外の避難者数を把握し、必要な車両等を確保する。

7 避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難

避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関（以下、「社会福祉施設」という。）の入所者・入院患者は、健常者に比べ避難に時間を要することから、一般住民の避難より一段階早い噴火警戒レベルで避難を開始する。社会福祉施設等は、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう、表28に基づき予め避難の準備を行う。

避難行動要支援者は、家族・親戚、民生委員・児童委員、自主防災会等の避難支援等関係者による避難支援を、社会福祉施設等の入所者・入院患者は、施設の避難支援を受けて避難する。

- (1) 市は、平常時において、避難行動要支援者等の個別計画の作成のために、関係者と連携し避難支援体制の構築に努める。

表28 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア（全方位）
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア（必要なライン）
噴火開始後	第4次B避難対象エリア（必要なライン）

- (2) 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援は、原則として社会福祉施設等が行う。

社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者の避難計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。

8 住民の安否確認

一般住民の安否確認の情報は、原則として市が行う。避難元自主防災会は、住民の安否情報をできるだけ把握して市に報告する。市は、安否情報を集約し、県に報告して安否情報を共有する。

9 避難所の開設・運営

(1) 市内避難所の開設及び運営

市内避難所の開設は、避難所となる施設の施設管理者、地区担当班と連携して行う。

また、避難所の運営については、避難所運営マニュアルを参考にして避難元の自主防災会が主体で行う。

(2) 市外避難所の開設及び運営

市外避難の避難所の開設は、受入市町に開設を依頼する。

また、避難所の運営は、避難元自主防災会が主体的に行う。

(3) 駐車場の確保

本計画においては、自家用車等による避難としているため、避難の際には多数の車両により避難所の駐車スペースが不足するおそれがある。このため、市は必要に応じて、その他の公共施設や民間施設の駐車場の活用を検討し、駐車スペースの確保に努める。

市外避難先の駐車場については、協議会と調整し、調整がとれ次第、本計画へ反映することとする。

10 避難長期化対策

10-1 一時帰宅措置

市は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議又は協議会において、気象庁や火山専門家の意見を参考に、避難者の一時帰宅を検討する。実施に当たっての安全対策等については、今後、協議会との調整を図り継続的に検討を進めていく。

10-2 被災者への住宅供給

市は、避難が長期間に及んだ場合、自宅での居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸借住宅の情報提供など、応急的な住宅の供給を検討する。また、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。

10-3 ボランティアの活用

(1) 基本的な考え方

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする。市は社会福祉協議会に依頼し、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応したボランティアを有効活用する。

(2) ボランティアの受入体制

ボランティアの受入れは、原則として市の社会福祉協議会やボランティア団体により運営される市災害ボランティア本部において実施する。災害ボランティア本部は、住民や自主防災組織等の避難所運営組織からの要請を受け、市の災害対策本部と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体との連携、連絡調整等を行う。また、インターネット等を活用し、ボランティア募集、必要な装備、注意事項等について広報を行う。

参考文献

- 1) 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月 富士山ハザードマップ検討委員会）
- 2) 富士山火山広域防災対策検討会報告書（平成17年7月、富士山火山広域防災検討会）
- 3) 富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月 中央防災会議）
- 4) 噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（平成24年3月 火山防災対策の推進に係る検討会）
- 5) 大規模火山災害対策への提言（平成25年5月16日 広域的な火山防災対策に係る検討会）
- 6) 富士山火山広域避難計画（平成27年3月16日 富士山火山防災対策協議会）

用語の解説

本計画で使用する主な用語の意味は、以下のとおりである。
なお、火山現象については、57ページからの（火山現象）を参照

<富士山火山広域避難計画>

■あ行

一時集結地

広域避難者が、目的地である受入市町の避難所に避難する前に一旦集合する中継地点。原則として受入市町内に設ける。

影響想定範囲

火山現象による影響が想定される範囲。ただし、避難が必要とはならない範囲も含む。

受入市町

広域避難者を受入れる市町。

受入避難所

受入市町が、広域避難者を受入れるために開設する避難所。

屋内退避

自宅や最寄りの建築物への退避を指す。建築物の構造等の基準はない。

■か行

火山活動解説資料

気象庁が、地図や図表を用いて火山の活動の状況や警戒事項について定期的または必要に応じて臨時に解説する資料。

火山災害警戒合同会議

噴火警戒レベル4が発表され、政府の現地警戒本部が設置された場合において、議長（現地警戒本部長）の判断により開催される会議。県及び市町村の警戒本部と噴火等の兆候に関する情報等を交換し、それぞれが実施する火山防災応急対策について相互に協力することを目的とする。構成員は、国、県、市町村、火山専門家等であり、協議会の枠組みを活用した会議となる。

火山災害対策合同会議

噴火警戒レベル5が発表され、政府の現地対策本部が設置された場合において、議長（現地対策本部長）の判断により開催される会議。目的、構成員は火山災害警戒合同会議と同様。

火山の状況に関する解説情報

気象庁が、火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表。

火山ハザードマップ

火山現象（火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰等）が到達する可能性がある範囲等を地図上に表記したもの。

堅牢な建物

鉄筋コンクリート造等の建築物。融雪型火山泥流及び降灰からの避難先。

広域避難

自市から、他の市町村への避難。

広域避難計画

複数の市町村を対象に、富士山ハザードマップや噴火警戒レベル等に基づき、想定される噴火現象から避難すべき範囲と避難時期等を具体的に示した避難計画。

合同会議

火山災害警戒（対策）合同会議の略称として本計画で使用。

■さ行

自主避難者

避難勧告等の発令前に親戚・知人及び宿泊施設等（市町避難所以外）へ自己責任で自主的に避難する者。

■た行

土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が切迫している状況において、火山噴火に起因する土砂災害等については国土交通省が、地滑りについては都道府県が緊急調査を行う。その調査に基づいて提供される、被害の想定される区域・時期に関する情報。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害防止法

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進しようとするもの。

ドリルマップ

溶岩流、降灰などの火山現象が及ぶ範囲を数値シミュレーションなどによって描いた分布図。噴火時の応急対策を検討する際の演習問題という性格を有することからドリルマップと表現している。

■は行

避難実施市町

富士山の火山災害から住民等を広域避難させる市町。

避難対象エリア

火山現象からの避難が必要な範囲（避難計画の対象となる範囲）。溶岩流等に対しては第1次から第4次Bまでの5つのエリア区分し、他に融雪型火山泥流、降灰、降灰後土石流のそれぞれに対して設定している。

避難未実施者

市町が、入山規制及び避難確認等の発令並びに警戒区域を行った地域において、避難していない者。災害対応で残留する者は除く。

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により定められた用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害発生時の避難等に特に避難を要する人をいう。

富士山火山防災対策協議会

富士山の噴火に備え、周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、火山専門家、国、山梨県、静岡県、神奈川県、周辺市町村及び関係機関などが平成24年6月8日に設立。設立時は58機関で、平成25年度は67機関。

ブロック

溶岩流等の避難対象エリア（第1次避難対象エリアから第4次B避難対象エリア）とラインに囲まれた区域。溶岩流からの避難はブロック単位を基本とする。

噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して気象庁が発表する指標。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期や避難対象地域の設定に基づき、「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。

■ら行

ライン

富士山における溶岩流からの避難を考える際、山頂から延びる尾根のうち、比較的大きな尾根により溶岩流の流下が想定される範囲を、放射状に17に区分したもの。火口が特定され、流下する方向が予測された時点において、溶岩流からの避難はラインを用いて避難対象を決定する。

リアルタイムハザードマップ

火山のリアルタイムハザードマップは、プレアナリシス型とリアルタイムアナリシスに分類される。プレアナリシス型は、予め計算した結果をデータベースとして格納し、発生した火山現象により近い条件のハザードマップを検索するものであり、リアルタイムアナリシス型は、火山現象の発生が予測されたとき、その条件に応じた計算を行いハザードマップを作成するものである。

<火山現象>

■あ行

大きな噴石

「噴石」の項を参照。

■か行

火砕サージ

主に火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で流下する現象。火砕流から分離して生じる場合があり、火砕流本体よりも広範囲に到達することもある。

火砕流

火山灰や火山弾、火山岩塊などが高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって時速数十から100km以上の速度で斜面を流下する現象。

なお、本計画上は、火砕流と火砕サージを合せて「火砕流」とする。

火山ガス

マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって地表に噴出したもの。

火山性地震

火山の周辺で起こる地震。マグマの移動や火山ガスなどの移動・膨張・収縮、また爆発に伴うものなど、様々なものがある。

岩屑なだれ（山体崩壊）

山体の一部が地震や噴火などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象を山体崩壊といい、それに伴い岩塊や大量の土砂等が高速で流下する現象を岩屑なだれという。

空振

噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。

洪水氾濫

河川の上流に大量に堆積した火山灰が、下流に流されて川底に堆積し河床が上昇した状況において、降雨によって河道からの氾濫が発生する現象をいう。

降灰

噴火に伴う噴出物のうち、直径が約2mm以下のものを火山灰という。火山灰は粒径が小さいほど風によって火口から遠くまで、時には数十kmから数百kmまで運ばれ広域に降下、堆積する。この現象を降灰という。

降灰後土石流

火山噴火による降灰に覆われた山域では、溪流内の斜面の浸透性が低下する。浸透性が低下すると、降雨時に斜面からの流水が谷筋に集中して著しく侵食が進む。このため、通常の土石流よりも大規模な土石流が発生する危険性が高まるほか、少量の降雨でも土石流が発生する危険性が高まる。

■さ行

水蒸気爆発

地下水や湖等の水が、マグマによる熱で加熱され高温・高圧の水蒸気になり、急激な減圧や水蒸気圧の上昇によって体積膨張し爆発する現象。噴出物にマグマ由来の物質は含まれない。

■た行

小さな噴石

「噴石」の項を参照。

津波

本計画では、岩屑なだれが湖や海域に流れ込むことによって引き起こされる津波をいう。

■は行

噴石（大きな噴石、小さな噴石）

火山噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。直径2mm以上の火山レキ及び直径6.4mm以上の火山岩塊を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」として区別している。

大きな噴石は、時に火口から数km程度まで飛散することがある。また、小さな噴石は、風に流され火口から10km程度の場所に落下し、被害をもたらすことがある。

■や行

融雪型火山泥流

積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融けて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いを一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象である。

溶岩流

マグマが火口から噴出し、高温の液体として地表を流れ下る現象。地形や溶岩の温度・組成等により流下速度は変化する。

溶岩流等

本計画では、火口形成、火砕流、大きな噴石及び溶岩流を統合して「溶岩流等」という。

■わ行

割れ目噴火

地表に生じた割れ目からの噴火

富士宮市富士山火山避難計画

平成28年6月

発行 富士宮市危機管理局
〒418-8601
静岡県富士宮市弓沢町150番地
TEL:0544-22-1319
FAX:0544-22-1239
E-Mail :bosai@city.fujinomiya.lg.jp